

平成30年第3回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成30年9月12日（水曜日）

◎出席委員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜P 3～P 3 9＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 9月7日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、9月12日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

ここで一言申し上げます。

9月6日の地震によりまして、苫東厚真火力発電所が全面停止している状況になっております。再稼働するまで北海道全体で2割の節電が要請をされているところであります。

議場におきましても、窓側、廊下側、傍聴席の照明を消した中での議事運営を行いますので、御理解を賜りたいと思います。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番高道洋子君。

（8番高道洋子君 登壇）

○8番（高道洋子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

地域共生社会の実現を目指して～子ども食

堂の開設に向けて～。

平成29年2月7日に、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が決定した「地域共生社会の実現に向けて」によると、地域共生社会とは、制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域のさまざまな主体が、我がこととして参画し、「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人が暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこととされています。

このような流れの中で、本年6月28日付で厚生労働省から「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」の文書が、各都道府県知事など宛てに通知されました。

全国的に広がりを見せている子ども食堂は、単に子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されております。

また、その一方で、取り組みを発展させるための機運の醸成についてはその必要性の温度差が指摘されているところです。

子ども食堂は、経済的に厳しい、また親の体調やいろいろな都合などで食事の支度が難しい家庭など、さまざまな事情を抱えた子供たちに無料もしくは低価格で食事を提供し、ぬくもりのある団らんを提供する取り組みです。

このような状況を踏まえ、以下のことについてお尋ねいたします。

一つ、過去3年間の町内ひとり親家庭と生活保護、障害者、高齢独居者の世帯数について。

二つ、子ども食堂の開設等に関する相談窓口はどこが担うことになりますか。

三つ、全国で子ども食堂の開設が相次いで好評を得ている現状について、町としてのどの

ように評価していますか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高道議員の一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の「過去3年間の町内ひとり親家庭と生活保護、障害者、高齢独居者の世帯数について」の御質問ですが、まずひとり親家庭につきましては、5月1日現在、平成28年度は54世帯、平成29年度は53世帯、平成30年度は54世帯となっております。

次に、生活保護受給世帯数は、4月末現在で平成28年度は85世帯、平成29年度は73世帯、平成30年度は77世帯であります。

障害者数につきましては、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付者数の合計で平成28年度末は555人、平成29年度末は540人、平成30年度につきましては平成30年8月現在、8月現在で542人となっております。

高齢独居者につきましては、70歳以上の世帯数となりますが、4月1日現在で平成28年度は413世帯、平成29年度は429世帯、平成30年度は410世帯であります。

2点目の「子ども食堂の開設等に関する相談窓口」につきましては、子ども食堂の開設の背景には貧困の問題や一人で食事をしなければならない、いわゆる孤食の問題等があることから福祉課が相談窓口となります。

次に3点目の「全国で子ども食堂の開設が相次いで好評を得ている現状について、町としてどのように評価していますか」につきましては、食事の提供だけではなく学習支援や高齢者との世代間交流、孤立しがちなひとり親の仲間づくり等、さまざまな形態、目的で開設されており、2年前に全国で300カ所程度でしたが、ことし3月には全国で2,200カ所以上に拡大し、十勝においては帯広市、士幌町、芽室町、大樹町で実施されてお

り、ボランティア等による自発的な活動として地域の子供たちへの支援が行われることは非常に素晴らしい取り組みと考えております。

足寄町内で子ども食堂の開設を検討されるグループ等がおられましたら、衛生管理、食中毒予防、アレルギー対策、保健所との協議等を含めさまざまな開設までの準備作業が必要であり、行政としてお手伝いできることが少なくないと考えておりますので、子ども食堂開設を検討しているグループ等と民間と行政の役割分担を含め、情報交換をさせていただいた上で必要な支援をさせていただきたいと考えております。

子ども食堂のような住民の公益的かつ主体的な地域活動、ボランティア活動、共助の取り組みを町内でいかに広げることができのかが今後の足寄町のまちづくり、地域共生社会の実現に向けた重要なポイントになるものと考えており、住民の自主的なまちづくり活動等に引き続き行政として必要な支援を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

○8番（高道洋子君） ただいま町長からの子ども食堂の開設に向けての大変前向きな御答弁がございました。特に、足寄町の地域共生社会の実現に向けた重要なポイントになるという御答弁もございましたように、前向きであったということで、思っているところでございます。

足寄町は他の市町村に先駆けて、保育所や高校までの学校給食無償化ほか足寄高校生のための公設民営塾の開設等、これまでさまざまな子育て支援に積極的に取り組まれており、他の市町村の住民から時にはうらやましがられたり、また注目もされているところでございます。

そのような状況の中であって、足寄町に子ども食堂を新たに開設することは、単に子供

の貧困対策とただけではなく、地域の高齢者や障害のある方なども含めた地域住民の交流の場としての役割も担うものであり、地域共生社会の実現に向けて非常に有益な取り組みであると考えるところから今回、このたびの一般質問に至りました。

再質問の1点目でございます。

ただいま過去3年間の数値が述べられましたけれども、数値そのものは毎年そんなに変わるものではなく多少の変化はありましたけれども、そんなに変わっていないのかなと思います。しかし、この3年間の人口の減少を見ましたときに、このひとり親の人や障害者の方たちの人口に占める割合ということになりますと、数値は変わらないけれども人口が減っているだけに、生活弱者の方々が結構な割合で人口に占めているのではないかな。むしろふえていると言ってもいいのかなというふうに、数字は変わらないのですけれども、この人口割合から見ますと思われませんが、このことについて、町としてはどのように捉えていらっしゃるか、最初に伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課長でございます。

足寄町、地方創生で若い方々、若い世代の方々が足寄町に来ていただくような取り組み、また今いる方々が不自由なく暮らしていただくような政策ということで、今議員さんがおっしゃられたように子育て支援をやっております。

人口減、流出をしていないというような私のイメージでございまして、足寄町が子育て支援を充実しているなり、教育部門でも他の市町村に比べて優位があるという部分で、他の市町村の流出していないというようなものでしたり、また足寄町の魅力を感じて経済的な弱者の方で足寄町に子育て支援とかでも働きながらお子さんの、子供の面倒を見ていただけるということ、それを狙いに来ておられる方もおられるということ、そういう弱

者の方も総体的に言ったら定着しているかなというような形で、人口減の部分で多くは高齢者の方々であったり、高校卒業して他の市町村に行かれるような方ということで、今この課題にあるような子ども食堂を利用していただけのような方々というのは、依然として人数は減らないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） では、子ども食堂に戻りまして、この子ども食堂の開設に当たりましては、さまざまな実施主体が想定されるわけでございます。全国的にはごく最近では行政みずからが、北九州市ですね、そこではみずからが設置しているというケースもあれば、それから外部委託やNPO法人とか各種ボランティア団体とか、また有志の方たち何名かというか、十数名のそういう、美幌町などは有志の方たちがやっているようですけれども、そういう先進事例がございます。

仮に本町が開設されるとしたならば、どのような実施主体が考えられますか。御質問します。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 今回の一般質問のほうを受けまして、いろいろな実情をホームページ、また関係自治体等に直接聞いたりをしました。

この子ども食堂の一番のメリットというのはやはり民間の方々が自発的にその地域の問題、課題等を踏まえながら、少しずつ小さなスタートから始めて、それぞれの、その地域地域、利用者の状況に応じた変化をしていくというところで、公的にあれをやるとなるとやはり利用者ニーズがどうだ、料金設定がどうだ、周知がどうだ、いろいろな形をまず事前の準備で要綱をつかって何とかというような形になるかと思えます。

この地域共生社会という部分で言いますと、やはり行政が主導ではなく、今私ども考えているのは、地域の方々がまずやってみて

いただくような取り組みを行政が後ろ盾をして進めていく。地域共生社会というのはそういうようなことを、この子ども食堂を発端としているいろいろな広がりができればよいのかなというふうに考えておりました、行政主体というような考えは今のところは考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） そうですね。私も役場職員みずからが料理をつくるとか、出向いてそういうことは想定していないわけですが、足寄町にもいろいろなボランティアグループから、いろいろな高齢者に対する食事をつくったり、配達したりという、そういうグループがたくさんございます。ですから、わかりました。そういうことでございすね。

次に伺いますけれども、一番の問題点はこの子ども食堂の安定した運営と継続的な事業を考えましたときに、運営資金が一番問題になってくるのではないかなというふうに思います。

先ほどの町長からの御答弁でも、町として必要な支援をさせていただきたいという大変前向き御答弁がございましたけれども、このほかにただ一回切りの設立当初だけの支援だけでは、多分10年、20年と続けるに当たって、なかなか一回切りの支援では厳しいのではないかなというふうに思うわけです。

それで町の支援のほかに一番ありがたいことは、予算化されて継続的にそれが、人的なことはボランティアとしましても、食材やいろいろな、いろいろなものが必要になってくるわけです。電気、水道から始まっているあると思うのですけれども。そういう町の支援のほかに、国や道などからの支援としてはどのようなものが考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

高道議員さんからの質問の中にありました29年2月、違う、ことし6月28日付の厚生労働省からの通知でもございますが、直接的な子ども食堂に関する、の運営に関する直接的な補助ではございませんが、例えば介護保険法に基づく介護予防日常生活支援総合事業を絡み合わせたり、障害者の日常生活、社会生活総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業の事業にはめたり、国の制度としては、あと学習機能、学習支援をするのであれば、生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援の取り組みの中で補助が不可能ではないというような形であります。

単に食堂でお子さんに食事を提供するだけではなかなか国の制度には乗らないかと思いますが、例えばこれから考えることでございすけれども、高齢者、足寄町の高齢者であれば給食サービスですとか、配食サービスというものが週一、二回程度ございまして、それと同様な仕組みで資金的な部分で運営が厳しいようであれば、同様の支援というのが町でもできないことはないのかな。これはこれからのお話し合いですとか、査定、あと議会に通させなければいけない内容でございすけれども。というところと、あと先ほど一回切りの支援では困る、継続的な支援ということであれば、やはりこれから話し合って、また民間の財団とかでもこの活動に対する支援というものもございすので、これからどんどん広がってくることで、子ども食堂の活動運営支援制度というのはどんどん、どんどん動いているところなので、私どももよく言うアンテナを高くして情報を集めて、活動したいというグループの方々といろいろと情報交換をしながら、やはりこういうことをやるというのは、やはり持続可能な取り組みでなければならないということでございすので、そういう観点からも相談をしながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） わかりました。

持続可能な御支援というお言葉もありましたので、実際にこれが立ち上がって関係機関と相談しながら、そのお話の中で、相談の中でそういう問題が多分これから出てくるのではないかなという思いもしております。

でもそういう、役場のそういう姿勢が、町の姿勢が10年、20年を支援していくという姿勢が本当に一番大事なのかなというふうに思うわけでございます。

それに関連しまして、一番の問題はいろいろなネットや、それから実際にやっているところの情報を見ますれば、例えばですね、食材の調達、今食堂に限ってということなのですが、やっぱりマンパワーと食材等が必要になってくるわけですが、食材の調達につきまして、例えば食品ロスの発生とか抑制のための足寄町独自のフードバンクの設置、フードバンク。そのフードバンクというのは、家庭菜園、皆さん家庭菜園が足寄町では大変多くいらっしゃいますが、その家庭菜園でできた野菜の余り物とか、それから賞味期限の近い食材などを寄附して、その寄附して管理する場所のことを私はフードバンクと思って、思ってるというか位置づけているわけなのですが。これを子ども食堂とつなげていけばというふうに考えますが、この点につきまして、このフードバンクということについて、町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 過去の議会の御質問でも食育なりフードロスの関係で議員さんからも御質問があって、フードバンク等について機能していて素晴らしい取り組みだということ承知しております。

足寄町でそのようなものが循環に、円滑にいくためにはそれぞれまず協力者、まず誰が主体的にやるかということで、今言われたように子ども食堂の方がやっていただけのだったら、それは本当に素晴らしい話で、それと協力者の方々の理解を得ながら、子ども

食堂で使ったり、またほかに必要な方ところに回すというという形で、そういう取り組みは非常に素晴らしいと思います。

今のお話からいいますと、私の今のイメージでは、子ども食堂とあわせて民間でやっていただける方がいれば、非常に子ども食堂の食材の調達という部分からも非常によい取り組みでございますし、それでまだ消化できないものはいろいろ回していくというような形で、少しずつ賛同者を得ながら輪を広げていくような取り組みが民間主導でできるのであれば、子ども食堂と同様な町の情報の、町が持っている情報を集めたり、また協力者なり、広報をして協力者を集めたりというような支援も可能なのかなというふうに今は考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 子ども食堂についてはまだまだ未知の世界でございますので、どのようにしたら持続可能で継続的にやっていけるかなということが心配であるわけです。そういう意味において、このフードバンクというのが多分大事なものになってくるのではないかなというふうに考えるわけです。そうですね。

何とか、そういう、もしそういう機運が高まって、民間の人たちにもそういう手を挙げる方がもしいるならば、そういう体制で、食材の調達ということについて、また食品ロスという観点からも前向きな姿勢でフードバンクを進めてほしいなと願うものでございます。

次に、今度逆に名前は子ども食堂ではございますが、ひとり暮らしの高齢者や体調を崩した親とか、それから障害を抱えた方たちの地域の交流拠点としての機能、地域の居場所としての効果、子供の居場所づくり、高齢者の集う場所となれば、それはもう子ども食堂、名前は子ども食堂でも地域食堂、触れ合い食堂という発展につながればいいなというふうに今は考えておりますが、その大変いい

ことづくめではなく、それについて何か課題など考えられるかどうか、課題について伺いたいのでございます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 子ども食堂のような形態のみならず、想像するにはサロンのようなものということで、その地域地域でお茶を飲んだりしながら情報を共有するたまり場的なものがあればというようなお話で、それを運営する上での課題ですとか、運営上の課題というふうに、との御質問というふうに考えてよろしいかと思ひます、理解しますが。

そのサロン活動という部分でいえば、社会福祉協議会、全国の社会福祉協議会が社会福祉協議会の主導で全国の市町村の中で、一般的には学校単位で開けるような形で社協でも頑張らましようみたいな取り組みがされてまして、足寄町でもことしからサロン活動に関して、社会福祉協議会のほうで運営に補助を出しています。

今まさしくことしから始まったばかりで、いろいろな趣味的な集まりであったり、子育ての集まりであったり、単なる高齢者のたまり場であったり、いろいろな形態があつて、これもいろいろな形態があつてよろしいかと思ひますし、好きな人が好きなときに集まってこれれば。一番重要なのは介護予防なり健康維持という部分で、たくさんの人に集まっていたくような取り組みというような形が大事かと思うのですが、それもまだ民主導でこれから進めるところで、これからどんどん各地域にそういうようなサロンのようなものが広げることが一番重要であつて、今まだ先駆的にやられているグループ、団体等がありますが、それらはもともと集まっていたところも結構多くて、問題、課題というのはそのグループの運営に関しては私どもの耳には入っていないので、これからそういうようなところが、取り組みが広がればなというところが一番の課題かと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 子ども食堂は地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待される一方で、地域住民や福祉関係者の関心が薄く、取り組みを発展させるための機運の醸成が十分に図られていない地域もあると思ひます。

国は地域、子どもの未来応援交付金というのを創設しまして、地方公共団体に対して子どもの貧困の実態調査とか、それから体制整備計画の策定を求めています、本町にあつてはそういう、今後そういう実態調査またアンケート、そういう取り組みをなさるおつもりはあるのかどうか、伺いたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 今現在アンケートやら実態把握をするというような計画予定は今の段階ではないのですが、必要があればという言い方も何ですが、そのアンケートなり実態把握をすることで、どのような成果に結びつくかということが非常に重要だと思ひますので、必要性をまず吟味して、アンケートというのはもう簡単に、簡単と言つたら何ですけれども、アンケート用紙をつくつて郵送して、それを集約すればいいだけの、という乱暴に言つたらそういうことですので、それをどう結びつけることができるかということを考えて、実施の有無について検討していきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） この実態調査というのは何か私もネットで調べたのですけれども、予算もついで、しかも簡単なニーズを調べるものですから、なかなか当事者同士、教育委員会とかそういうところではなかなか難しく、民間業者に予算とともに依頼してというふうな予算計上も国では考えているように見受けられました。またそういう、今課長から必要性があればというお話もありましたけれども、またそれも検討していただきたいと思ひます。

最後に、子ども食堂についての考えなので

すけれども、長年子どもたちと長く接しまして、そしてさまざまな現場でいろいろな悩みを抱え解決されてこられました教育長に一言コメントいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

きょうも高校生の方が大勢傍聴しておりますけれども、将来を、未来を託す子供たちはやっぱりこれ社会の共有財産であり、その子供たちが抱える困難の一つにこういう、先ほどから言われてます食事の提供を社会全体で支えるというのは、これは私は非常に意義のある活動だなと思っております。まず大前提はそういうふうに考えております。

したがって教育委員会としても、先ほど来答弁しております福祉課と緊密な連携を図りながら、さまざまな場や機会を捉えて情報提供や周知の徹底を図っていきたい。

本当に今の共生社会だとか、キーワードといたら、あるいは持続可能な社会という観点で捉えたときに、やっぱり本当に行政としても、あるいは地域としても黙っておけない、放任しておけないことの一つなのかなと、私も個人的に捉えておりますので、あわせましてその御理解願えればなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 最後の最後にございます、町長にコメントをお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからもお答えをしたいというふうに思います。

冒頭の答弁、さらには福祉課長、それから教育長からもいろいろ答弁をさせていただきました。

一番の基本というのは、やはり今ある状況、行政として何をしなければいけないのかというのは、これはもう多分野に渡ってやるべきことはやっていくということで。ただそこで、福祉課長が特に言っていましたけれど

も、それから議員も仰せのとおり誰がやるのですか、誰が担うのですか、ここが大事なところですね。

仮に、今は子ども食堂という、そこだけでちょっと限定してお話をさせていただきますと、仮に民間がやる場合と行政がやる場合、これはよく帯広市長もよく言うのですけれども、行政が何かをやるという、この大前提というのはある意味大きな壁という言い方もされているのですけれども、行政がやるということはそのこと、取り組みがまず公平なのですか、公正なのですかという、こここのところから検討から始まるということですね。で、その食堂というところだけで捉えますと、これ実際に民間の方で食堂を運営している方もいらっしゃるわけです。そうすると行政、このことをやることによって民業圧迫につながるのか。こういうことも慎重に検討していかなければいけないということにもなります。

一方民間の方、あるいはボランティアグループがやるという場合については、もう自由な活動ですから自由にできます。そこに議員仰せのとおり、ではそこで実際にやるということではボランティアな性格が非常に大きいのですから。ではやること自体が金もうけにつながるのかということ、そんな甘いものではないですね。そうすると財政問題、どうするんだよだとか、いろいろなことが出てきます。それはもう先ほど来から議員がおっしゃっているところであります。

ですから、そこで、そこで例えばボランティアグループと、ではそういう中であって行政が果たすべき役割、では公的な支援が必要であれば当然議会とも相談をさせていただいて、必要な財政支援をしていこうというようなことで、そういう流れになってくるのだろうというふうに思っているところでございます。

ですから、直近のお話でいきますと、高校生の下宿の問題も先日全員協議会の中で、今回は民間の活力というお話もさせていただ

たところであります。ですから、これはもう本当一番大事な共生型社会をどうつくっていくのかというのは、この足寄町でもまさしくそうですから、行政も財政的に限りある裕福な財政とはとても言えないわけでありますから、限られた予算の中で民間の方々、町民の方々どう協働しながら住みよいまちづくりにつながるのか。もっと言えば、生活大変な方どうやったらその支援ができるのか。これはもう本当に知恵を出し合いながら、あるべき姿というのを構築していかなくてはいけないのだと、こんなふうに思っております。

本当に繰り返しになりますけれども、高道議員が今回の質問で言っている部分、これ本当に非常に大切な部分だと思っておりますから、これは本当にある意味私の期待も含めて、そういう動きがあるのだとすれば大いに皆さんで議論していただいて、行政のほうにも、行政何をやっているのだよというぐらいの、そういうような議論ができればなど、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 子ども食堂は2012年に東京都大田区で始まったとされております。

ことし4月に子ども食堂安心安全向上委員会により発表された調査に、結果によりますと、全国で2,286カ所にも上り、都道府県別では東京都が335カ所、大阪が219カ所、神奈川が169カ所とやはり人口が多い地域が上位を占めている中、北海道と沖縄が100カ所超えをしているという、北海道では113カ所とも言われておりますけれども、なっております、今後も着実に増加すると思われま。

ここまで急速に広がった要因はお年寄りから子供までが集う地域交流の場所と、貧困対策の両面から普及したのではないかとされているところでは。

地域共生社会の実現に向けて、まさに官民挙げての支援が必要と考えますので、今後

の、今町長から心強い御答弁もございましたけれども、町としての支援、積極的な働きかけや取り組みをお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、8番高道洋子君の一般質問を終えます。

次に。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、9番高橋健一君。

（9番高橋健一君 登壇）

○9番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

地方創生について。

（1）2014年、日本創生会議は、地方はこのまま推移すると多くの地域は将来消滅するおそれがあるという衝撃的な推計結果を発表しました。

足寄町も御多分に漏れず消滅都市の一つに数えられています。この結果を受けて政府は、2015年に5カ年の総合戦略を策定して、地方創生に取り組む自治体にさまざまな方法で支援していくことを決定しました。その中で代表的なのが、地方創生関係交付金ですが、足寄町は平成30年度、この交付金をどのような事業に幾ら財政支援を受けているかをお伺いしたい。

（2）地方創生は足寄町にとっても若者にとって魅力あるまちづくりを推進する上で、最重要の課題です。文字どおり地方を新たにつくり出す力量が試されています。

足寄町は近年地方創生に資する画期的な政策を数多く実施してきましたが、特に自慢の施策は何かをお伺いしたい。失礼しました。施策の「さく」の字が間違っておりますので、訂正をお願いいたします。

（3）今一番懸念されるのは、地方創生が押し寄せる少子高齢化の波に飲まれ、機能不

全に陥ることです。人口減少下でも医療、介護、福祉の費用もふえ続けます。足寄町は広い町です。道路一つとっても維持管理に莫大な費用がかかります。さらに台風、大雨による災害に備えなければなりません。大地震にも警戒が必要です。自主財源が乏しい中、どのように財政運営をしていくかをお伺いしたい。

(4) 地方創生には「若者・ばか者・よそ者」の知恵と力が必要です。特に未来の足寄町を担う若者の存在が不可欠です。若者の話にはしっかりと耳を傾け、活躍の場を提供していくことが肝要だと思います。

そこで、まずは若者たちが自由な発想で自由に発言することができる討論会のような場を設けることができないかをお伺いしたい。

町長、一括してよろしくお願ひいたします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。

○町長(安久津勝彦君) 高橋健一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の「地方創生関係交付金」についてでございますが、本年度の地方創生推進交付金事業といたしまして、足寄町単独事業の農業人材移住就業サポート・地域ブランド化等調査研究業務といたしまして、体験農園の管理・運営及び移住体験モニターツアーの実施を行っており、2,100万円を当初予算計上しております。

また連携事業といたしまして、3事業実施しており、一つ目といたしまして、帯広市外十勝管内10町村で実施しております、十勝イノベーションエコシステム推進事業にて、起業家支援を行っており、10万円を当初予算計上しております。

二つ目として、足寄町、本別町、陸別町の3町で実施しております、道の駅を核とした(仮称)銀河の里DMO観光地域づくり連携事業にて、地域産品販路拡大実証事業として、管外の道の駅等での特産品物販及び新たな食ブランド構築事業としてクラフトビール試作を行っており、650万円を当初予算計

上をしております。

三つ目としまして、北海道十勝総合振興局外6町で実施しております、十勝アクティブシニア移住交流促進事業といたしまして、首都圏での移住希望者に対するPR等を行っており、135万円を当初予算計上しております。

また、地方創生整備交付金を活用して、公共下水道事業及び合併処理浄化槽整備事業を実施しており、公共下水道につきましては1億1,920万円、合併処理浄化槽整備につきましては267万円を当初予算計上しております。

なお、国の交付金額につきましては、事業費合計1億5,082万円に対しまして7,442万6,000円となっております。

2点目の「本町における自慢の地方創生の施策について」との御質問でございますが、本町では平成27年度に足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、3つの基本目標に基づき施策を講じております。

その中でも若い世代の経済的安定を図るとともに、子供を産み育てやすい環境づくりのため、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至る切れ目のない施策を展開するための子育て安心基金を創設をし、その基金を活用した保育料無償化を初めとした各種子育て施策は、若い世代の定住促進による少子高齢化・人口減少対策に有効な施策であると考えております。

3点目の「財政運営」についてでございますが、最大の財源である普通交付税は右肩下がり減少傾向となっており、今後も上積みは期待できない状況にあると考えております。

こうした中、議員仰せのとおり、地方創生の取り組みや災害対策などを着実に推進していくために、各種事業における有利な国・北海道の補助制度や交付税措置率の高い起債を厳選して利用していくことで、一般財源による支出抑制を図るとともに、今後もより一層効率・効果的に町民に必要な行政サービスを

最小の経費で最良の形で提供するよう努めてまいります。

4点目の「地方創生推進に向け、若者が自由に討論する場を設けることについて」でございますが、平成26年12月に足寄町内の若者で構成される足寄町青年団体連絡協議会が主催をする青年サミットにおいて、「10年後の足寄町を考える」と銘打って、行政や商業、農業のトップ等と懇談を行っており、今後も機会がございましたら、若者との懇談を行いたいと考えております。

また、現段階では設置に至っておりませんが、地方創生推進に向けた、「(仮称)足寄未来創生委員会」の設置につきまして検討したいと考えております。

本町といたしましては、加速度的に進む人口減少を押しとめるために、地方創生施策を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(吉田敏男君) 再質問を許します。

9番。

○9番(高橋健一君) どの町村もこの地方創生関係交付金の交付に向けて努力をされているというのがわかりました。

事例としては、テレビでも有名になっている三笠高校ですか、その例をちょっとこれ紹介したいと思うのですが、これ今高校生いらしているのですけれども、高校生がレストランを開いているのですよね。それで市内の農産物を販売したり、料理コンクールを行ったり、高校生がレストランを経営して、その交付金が2億5,000万円出てます。これうらやましい限りだなと。これ高校生パワーかなと、そういうふうに感じました。

そのほか皆さんはかなり努力されていて、大変ですよ。例えば、有名な伝統的な歴史的な建物の中にレストラン、それから販売所を設けたりする、そういう事業も行われてますし、古民家改修、これはどこですかね。八幡浜市ですか、愛媛県の八幡浜市の取り組み

なのですけれども、古民家を改修していわゆる移住体験住宅をつくっていると。この交付金の補助額が671万円。ちょっとこれ急に少なくなる額で、本当に国は本気度があるのかどうか、ちょっと疑わしいという感じもしますけれども。どうせならこういう交付金、お上から、上から目線で査定するのではなくて、どんとよきに計らえという感じでぼんとくれたほうがいいのではないかと思いますよね。地方創生とって思い出すのはやっぱり3つのことなのでありまして、例えばゆるキャラ、それからプレミアム商品券、足寄もしてますよね。プレミアム商品券。ふるさと納税。そのゆるキャラにしても有名なのはくまモンとふなっしーとアユミちゃんぐらいで、あと私は知りません。それからふるさと納税に関しては、総務省のほうから返礼品競争に終始して本来の納税の趣旨に反するのではないかというクレームがついてます。もうこのふるさと納税に関しては、これは絶滅危惧種になっているのではないかと、私は思っています。

やはり独自の、いわゆる独自の、それもそれぞれの市町村の独自性を生かしたような、そういう地方創生が私は必要だと思っています。足寄は頑張っているのではないかなと。どんな自慢の施策は何かと、私さっき質問したのですけれども、いやいや、町長がおっしゃるそれ以上の成果が大いに上がっていると思っています。

足寄町ですね。安久津町長を先頭に、地方創生に資する政策をたくさん打ち出してきたと私は大いに評価しております。子育て支援では保育料無償化、学校給食無償化、足寄高校存続に対する大胆な発想で見事に危機を切り抜けました。むすびれっじに関しては木のぬくみのある、ぬくもりのある明るい施設ですし、障害者のための立派な作業所もできました。スポーツ施設も充実していますし、化石博物館に関しては学術的発進力は他を圧倒していると思っています。それから農業部門では、ちぬや温泉熱利用イチゴ栽培、それか

らバイオマスプラント、カラマツ材の集積材、ペレット。数え上げれば枚挙のいとまがありません。本当にすばらしい成果が上がっていると思っています。

本題はこれからなのですが、今回の、ひとつこれに加えていただきたいのは、今回の地震による教訓であります。大地震が起きました。その中で、火力発電所によって全道全域が停電に陥ってしまったわけですね。つまりは今までのエネルギー政策が間違っていたのではないかと。これからは自然エネルギーですか、再生可能エネルギー、そういうものを利用しながら、それからもっと突っ込んで考えれば、それぞれ各市町村が独自のエネルギーを持つ、そういうことが必要なのではないかと私は考えています。

一つの事例として、既に行われている事例として下川町があります。これはジャンプの葛西選手の出身の町ですけれども、この町すごいんですよね。50歳から住みたい地方ランキング全国1位です。足寄かと思ったのですが、残念ながら下川町でした。ここはですね、いわゆる林業と農業の町で、とにかく自前主義ですね。エネルギー自給の町を目指しています。ここは林業の町ですから、バイオマス、バイオマスエネルギーですね。木材のほうのバイオマスエネルギーで、公共施設の熱自給率は64.1%です。さらに町全体で49%。その熱の自給率を達成しています。そして、このコンセプトですね、この下川町のコンセプト、これすばらしいなと思ったのですけれども、ちょっと読み上げてみますけれども、「日本では人口減少が進んでいく一方で、世界的にはこれからもまだまだ人口がふえていきます。今後は幾らお金を出しても食料もエネルギーも外国から買えなくなるかもしれません。そう考えると、食料とエネルギーを自給することは我が国にとって大きな課題であり、それを生産供給できるのは我々のような農産村地域です。農産村地域が持続可能であることが日本の持続可能につながっています。」私は非常に感動しました。やは

りこういうふうには自前のエネルギーをつくっていかなければいけない。それで足寄町が今進めていますバイオガスプラントの話になるのですけれども、ちょっときのう衝撃的な記事がとち新聞に出てしまいました。バイオガス施設建設凍結です。これも北電さん絡んでいるのですけれども。売電できないというのですよね。これふざけた話で、電線容量に空きがないから、これバイオガス施設つくってももうけが出ませんよと、拒否されたわけですね。今さらこんなばかなことがあるのか。きっと豊頃町のこれバイオガス施設ですけれども、もう泣いているのではないですかね。宮口町長も売電収入がなければ施設の維持管理費の利用者負担が相当膨らんでしまう。現時点では建設計画の凍結もやむを得ないと判断したとおっしゃってます。足寄もよく見ると、形態が足寄とよく似ているのですね、豊頃。これについて、町長、コメントをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） いろいろお話いただきましたけれども、バイオガスプラントの関係であります。

我が町のバイオガスプラント、芽登地区、今が2カ年で建設中であります。我が町のバイオガスプラント、これ建設するに当たって、実はやっぱり北電さんとの絡みが出てくるということでもあります。

実はもうちょっと早く着手する予定でしたけれども、当時相談したときには、芽登地区から要するに既存の送電線を活用して電気をFIT制度に乗っかって買っていただくという予定をして相談をしたところ、当時言われたのが既存の送電網ではとてもではないけれども受け入れはできない。新たな送電網をつくらなければいけない。概算で当時言われたのが1億3,000万円ぐらい負担してもらわなければいけない。こういうお話をいただいて、実は1年間ここでちょっと検討とまった時期もあります。

ただ一方で家畜のふん尿処理というのは、

これはもう待ったなしであります。で、いろいろ農協さんとも相談をしながら、やっぱりちょっと困難を何とかして乗り越えながらやっぱりやらなければいけないのではないのかということで、実際に、ではやるぞと腹をかためて再度北電さんに相談をしたところ、この1年間の間で周辺の送電網の整備がかなり改善されました。結果、1億3,000万円だったやつが、これうれしい話だったのですけれども、70万円ぐらいでできたのですね。つなぐ関係。これはありがたい話でありました。

私どもは少し取り組みは早かったから、実はFIT制度に乗かって、完成したときにはFITに乗かって1キロ当たり39円で買っていただけるということになりました。ある意味滑り込みセーフでした。

今現在十勝では豊頃、帯広、それから士幌、大樹等々広尾も含めて結構な計画上がっているのですよ。ところが、ちょっともう受け入れ腹いっぱいだからちょっと受け入れできませんと、こういうことで今大変な問題になって、十勝町村会でもこれからどうするというような話で議論をしている最中であります。

私が思っているのは、実はこれ国のすばらしい政策でスタートしたのですね、FIT制度。FIT制度というのは要するに発電したものを買い取りしましょうと。ただここでちょっと大きな、私言わせてもらっているのですが、この間FIT制度ができてどういう現象が起きたかといいますと、まずスタートは太陽光発電でした。これ当時の買い取り価格たしか44円か5円。えらく高かったのですよ。どういう現象が起きたかといいますと、資本力の強い大手の方々がメガソーラーとうことで、道内にも結構あるのですよね。で、この電力の買い取りはそれぞれの都道府県にある電力会社が責任持って買い取れ、こうだったのです。まずはもう太陽光発電、メガソーラーどんどんできましたから、そこで大体もう本当に腹いっぱいに近い状況であり

ました。ですから、太陽光、風力、で、今現在、昨年ぐらいから稼働しました北見紋別では木質チップをつかった発電所、これ実は木材年間25万立方原料として使います。もう一つ江別で同じ規模、これも25万立方の木材、木質チップを使うということでありました。このときに実は私言わせてもらったのです、国に対して。太陽光である意味失敗してませんか。地域で、地域の企業の方ですとか、そういう方がやりたいと言ったときに、当然買い取ってもらえるのは北海道でいけば北電さんです。北電さんと相談したら、いやいや、この送電もう腹いっぱいだよとか、そういう問題たくさん出たのですよね。ここでまた木質でもやるのですかという話させてもらったのです。まさしく議員おっしゃるとおり、やっぱりこの再生可能エネルギーをどう活用していくかということにつきましては、地域にあるそういう資源を地域でどう循環をさせるかという、こういう視点が必要ではないのか。これが金もうけにつながってしまうと、やっぱり資本力の強いところにとてでもないけれども対抗できませんよと、こういうお話もさせていただいたのですが、その余波も含めて今まさしく家畜ふん尿のところに来ているのかなと、そんな思いしています。

正直言って再生可能エネルギーでも太陽光発電は、おてんとうさんが出てなかったら、曇りのときにはぐっと発電量は下がります。夜間はゼロです。風力発電については、風が吹いてなかったら発電できないのです。

このバイオガスプラントについては、十勝でいけば鹿追町が先進地でありますけれども、鹿追の町長に言わせると一石五鳥ぐらいのすばらしい取り組みだと、こういう言い方をしています。それは何かといいますと、家畜のふん尿、これまでは厄介者、どうしようもない、臭いし環境上も悪いし。ところがこのバイオガスプラントでいきますとね、まさしくその環境上の問題、クリアできますよ。そして発電をしたら熱が出ますから、熱の活用

もできますよ。当然売電できるわけですから、施設の運営、これもお金がかかりますから、これにも使える。更新のお金にも充てられるということで、本当に発電、この部分に関していけば、やっぱりバイオガспラントというのはすぐれているよ。しかも24時間発電できるのですね、これね。

そんなことで、ずっと実はこのバイオマス発電、バイオマスプラントのこの推進協議会というところにも我が町も加盟をさせていただいているのですけれども、その中でも直接農林水産省ともやりとりしているのですが、実はこれプラント建てるについてもえらいお金がかかるのですよね。この補助制度もかつては2分の1の補助制度だったのですよ。これが実は国の予算の措置の関係で、今現在私どものところ、これ3分の1に減らされました。それからもつと言え、事業費の全体が3分の1になるかといいますと、発電することはお金にかえられるのだからということで、発電に関する施設については補助対象外ですよということで除かれているのですよね。ですから、実際うちのプラントは約13億円ぐらいかかるのですが、実際の補助金2億円ぐらい、ということですね。そうしますと3分の1どころかものすごい低い状況ですね。それでもやらなければいけないということで、やろうということで今目下進めているというようなことであります。

ちょっと長くなりましたけれども、いずれにしてもこの今の現状、これ単に北電さんだけでは問題解決しないというように思っています。国の施策、これがやっぱり国はすばらしい政策を打ち出したのだから、これきちんと行司役を務めていかないと、買うのは電力会社、おまえらもう責任持って買えみたいな、義務感みたいな、これではやっぱりちょっとうまく回っていかないだろうなと思っておりますから、引き続きまた十勝の町村会含めて、もっと言えば全道も含めて連携しながら、当然北海道、もっと言えば国、それから電力会社にもしっかりと要請をしていく中

で取り組みを進めたいというふうを考えてますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

何かやっぱり北電さん、何考えているのかなど、申しわけないですけどもね。こういう停電を引き起こしながら、さらにではほかのエネルギーに代替すること拒否するののかという、そういう残念な思いもしますけれども、何とか知恵を絞って実現に向けて頑張っていたきたいと思っております。

それから、きょうはどうしても町長に質問したかったのは財政問題なのです。ちょっと予算、ちょっと見てみます。ことしの足寄町の予算であります。歳出と歳入をつらつら見ましたけれども、公債費とそれから、歳出の公債費とそれから歳入の町債ですか。町債と、歳入の町債と歳出の公債費、比較しますとどうも町債のほうが圧倒的に多い。ということは、いわゆる今はやり言葉で言えば、プライマリーバランスが赤字になっているのではないかと、そういうふうに一見見受けられるのですが、このままで行くとどんどん、どんどん赤字が膨らんで、これからの若い人たちに大きな負債を残すのではないかと、そういう懸念はないのでしょうか。これについて、町長、お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今御指摘がございましたように、公債費それから借入金ですか。そういったものを見ていきますと、借入金のほう、町債が倍くらいですかね。当初予算でいきますと、倍まではいきませんが、それに近いぐらいの金額となっております。

それで、以前からもお話ししておりましたけれども、起債についてはなるべく有利な起債ということで、過疎債ですとか、それから

その中には財政対策債だとか、そういったものも入っておりますけれども、今年度起債の償還に当たっては交付税の措置を受けられる、多く受けられるようなものを中心に借りているというような形になっておりますので、金額として見るときには非常に借り入れのほうが多いというような形になっておりますけれども、実際の償還の部分でいきますと、交付税でかなりの部分を措置されるということになってございますので、見た目以上には財政状況的にはよくない、いや、よくないというか悪くはなっていないという状況であります。

ただし、やはり交付税等やはり足寄町の財源の4割なり、4割から5割の間を占める地方交付税なども非常にことしも減らされてきておりまして、交付税とそれから臨時財政対策債、合わせますとことしでいくと39億円、約40億円ぐらいの金額となっております。この金額というのは、町長が町長に就任した当時の平成15年くらい、15年から19年ぐらいまで非常に財政的に大変な状況があつて交付税が減らされてくるというような状況ございましたけれども、その当時のレベルになってきているというようなことで、足寄町の財政に占める交付税の金額がやはりかなり減ってきているという状況がありますので、今後の部分でいきますとやはり厳しい財政状況というのが想定されるのかなというように思っております。そういった意味で、一番最初に町長がお答えしましたように、最小の経費で最大の効果をあげるというような、そういうことを念頭に置きながら今後も財政運営をしていかなければならないというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） いわゆるこの負債の中にも、これちょっと私もよくわからなかったのですけれども、臨時財政対策債、この臨時財政対策債もこれ町債の中に入りますか。これは国から、国の地方交付金から充て

られる金額だと聞いておりますけれども、これについてちょっと説明いただけませんか。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（渡辺俊一君） 臨時財政対策債でありますけれども、これは平成13年からですかね、こういう制度ができて、もともと交付税で、地方交付税として町にそれぞれの自治体に配分されるべきところですが、国の財政も非常に厳しくなってきたというようなことで、地方におろす交付税の額が足りない。その分を借り入れで、町村が借り入れで賄いなさい。その分、借り入れた分については後年次、償還に当たるときに交付税で措置をしますよということになってございますので、言ってみれば、そのときには起債で借金という形になりますけれども、後々償還の部分については交付税で措置がされるということで、後でお金が入ってくるというような形になってございますので、交付税と臨時財政対策債合わせた額が昔で言う交付税と、に当たる部分というように考えていいのかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） 今まで町長も努力を重ねてきて、基金をたくさん積み上げられたということは知っているのですが、やはりこういう状態になると、だんだんせつかく町長が蓄えた基金もどんどん減っていくのではないかと。やはり何とかここは皆さんの努力で、あらゆることはできないかもしれませんが、あれもこれもではなくて、あれかこれかをきっちり選別して、地方創生に役立てていただきたいと思つてます。

最後になりますけれども、きょう高校生いらしてます。やはりもう我々、いや、私ですが、高齢者になりますと頭がかたくなってなかなか現代のスピードについていけない。やはり若い人たちのやわらかい頭がもう必要なのではないかと、切実に考えるきょうこのごろなのですけれども。最後に町長から今の高校生、若者に激励のエールをしていただきま

して、私の一般質問を終了したいと思います。町長、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 議員仰せの高校生、まさしく次代を担っていただく方々ばかりであります。今現在足寄高校、実は道立高校でありますけれども、しかし町から仮に足寄高校がなくなってしまうということになってしまえば、町の活力自体が失われてしまうというようなことで、道立高校であろうともやっぱり町として町民の皆さん方の御理解をいただく中で最大限の支援をしていこうということで、各種政策を打ってきているところでございます。

まさしくいろいろな支援もしてますけれども、本当に足寄の高校生、本当に頑張ってくれているなど、こんなふうに思っております。ボランティア活動もそうですし、各種部活動も含めて、学習面も大分向上してきているというふうに報告も受けているところでございます。

何よりもうれしいのは、町外から来た方々が、いやいや、高校生に挨拶された、こんな町ないと言って褒めてくれるのですね。これはもう本当にうれしいことですし、本当に足寄高校生一人一人本当に頑張ってくれているなど、こんなふうに思っているところでございます。

議員の質問の中にもありました、若者の意見を聞くべきと、聞くべしということ、これは私も本当にそうだというふうに思ってます。どういう形になるかわかりませんが、いろいろな機会に高校生あるいは中学生の御意見も聞く場も必要だろうなど、こんなふうに思ってます。

総合計画を立てるときには、そういう取り組みをしたこともありますし、もっと言えば、子ども議会もやったこともありますけれども、これはまた議会とも相談をしながらどういう形ができるのかというのはこれからもしっかりと相談をしながら、着実に進めていきたいなど、こんなふうに思っているところ

でございます。

きのうも高校にお邪魔をして、9日後に足寄高校1年生、また全員カナダの研修に派遣をするということで、きのう行って少しだけお話をさせていただきました。やっぱり高校生、若い人たち、若いうちにいろいろな経験をすること、これからの人生に役立つことだと、こんなふうに思っていますので、私どもも本当に一生懸命応援はしたいというふうに思っていますから、高校生の諸君もしっかりとそれに答えるべく頑張ってもらい、今も頑張っているというふうに思いますが、頑張ってもらいたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） これで私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番高橋健一君の一般質問を終えます。

次に、7番田利正文君。

（7番田利正文君 登壇）

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づいて一般質問を行います。

一つ目、難聴者に対する支援策についてです。

難聴者は全国で600万人を超えと言われて、高齢化が進むにつれてますますその数がふえていくものと考えています。こうした中で難聴者に対する支援は極めて大切な課題だと思ひ、以下の点について伺いたいと思ひます。

一つ目、現在町内にはどれくらいの難聴者（聴覚障害のある方）がいるか、把握されていますか。

二つ目、難聴者に対する支援策はどのようなものがあるでしょうか。

三つ目、窓口に来られた方、あるいは諸会議、各種行事に参加された方が話の内容が聞き取れなくて難儀しているという場面に出く

わしたことはないでしょうか。

四つ目、会話がより明確に聞き取ることができるよう、磁気ループシステムというものがあります。難聴者が一番来ると思われる福祉課、住民課の窓口はこのシステムを置くことはできないでしょうか。

五つ目、老人クラブや自治会の会議などに、貸し出しできるこのシステムの導入はできないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員の難聴者に対する支援策についての一般質問にお答えをいたします。

平成28年4月1日施行の障害者差別解消法では、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を義務づけており、足寄町においては、平成29年4月1日に足寄町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定するとともに、障害がある方へのサポートブック、これは足寄町の職員向けを作成をし、聴覚障害のある方に対して意思疎通を図るための配慮として、ゆっくり丁寧に、内容が理解されたことを確認しながら、状況に応じて筆談、パソコンの画面上での言葉のやりとり、読唇術等の手段を用いてコミュニケーションを図ることとしております。

まず1点目の、「現在町内にはどれくらいの難聴者がいるか、把握されていますか」につきましては、身体障害者手帳所持者のうち聴覚障害を有している方は、平成30年9月1日現在で40人ですが、身体障害者手帳を所持していない難聴の方は相当数いるものと思われま。

2点目の「難聴者に対する支援策はどのようなものがあるでしょうか」につきましては、障害のある部分を補って家庭での生活や就労しやすくするための補装具として補聴器を支給しており、平成27年度に1件、平成28年度は8件、29年度は1件、支給しております。

また、日常生活の利便性を向上させるための日常生活用具として、音声等を文字や振動で伝達する聴覚障害者用屋内信号装置、ファクスやテレビ電話等の聴覚障害者用通信装置等を給付するほか、身体障害者手帳を有することで公営住宅優先入居やJR旅客運賃割引などの制度があります。

続いて3点目の「窓口に来られた方、諸会議、各種行事に参加された方が話の内容が聞き取れなくて難儀している場面に出くわしたことはないでしょうか」につきましては、補聴器の調子が悪い、補聴器を忘れた等の理由で聞こえにくそうな方はおられましたが、大きな声やはっきりとした発声、筆談や同行者を介した説明等により対応ができています。

4点目の「会話がより明確に聞き取ることができるよう、磁気ループシステムというものがあります。難聴者が一番来ると思われる福祉課、住民課の窓口はこのシステムを置くことはできないでしょうか」につきましては、大きくゆっくり、はっきりとした発声、筆談や同行者への説明により対応できており、また周囲の騒音により聞き取りづらい場合は静かな相談室等に移動して対応することとしており、福祉課にある骨伝導式補聴器を使用することもなく、意思疎通が図られていることから、現在のところマイクで拾った音声等を磁気に変え、補聴器や受信機が受けて音声等として聞くことができる磁気ループシステムを導入する必要性はないものと判断をしております。

5点目の「老人クラブや自治会の会議などに貸し出しできる、このシステムの導入はできないでしょうか」につきましては、補聴器を使用していなかったり、補聴器が合っていない難聴者が多数おられるものと考えられ、磁気ループシステムを導入するだけで難聴者への情報伝達の課題が解消されるものではなく、会議等にあつては発言者のマイクの使い方やスピーカーの音量、難聴者とスピーカーの距離等を工夫することにより改善できるも

のも多いと考えております。また、難聴者の日常生活での支障を解消することを優先すべきものと考えており、補聴器等の技術進歩も著しい状況であることから、難聴者に対しての情報提供等を含め、どのような支援が適切か、さらに情報収集を行って対応してまいりたいと考えております。

本年3月に策定いたしました障害者福祉計画等の理念に基づき、障害のある人もない人も互いに地域社会の一員としてかかわり合い、支え合いながら生活していけるまちづくりを目指し、引き続き難聴者を含めた障害者への支援を積極的に進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
7番。

○7番（田利正文君） 今の答弁の中で、30年9月1日現在で40人とありましたけれども、それ以外にも障害者手帳を持っていない方で難聴の方、相当いるものと思われる。思われる範囲のところでの数は全くつかまえてないということですね。わかりました。

それで、何でこんな質問をしたのかということなのですが、見てわからないかもしれないかもしれませんが、私自身両方補聴器しているのですよ。3年前まではまだここで、補聴器なくても町長の答弁とか各課長の答弁聞こえたのです。今補聴器ないと半分聞こえません。で、町長の答弁の中でも、言葉によっては、音としては声としては聞こえるのですけれども、何と言ったのかわからないというのがあるのですよね。そんなことがあったものですから、たまたまいろいろ調べていったら磁気ループシステムがあるということがわかりましたので、ちょっと調べてみたのです。そうすると、私自分でこういうふうに体験してみてもわかることなのですが、駅ですとか、それから執行者と議員の懇親会の場などありますよね。ああいう場で、みんな

うわっと話しているところで隣で議長から、おい、田利、何とかと言われても聞こえないのですよ。周りの音が全部入ってくるものだから。だから、それは何ぼ補聴器屋さん聞いて、もう少しいいのいないかといっても、片耳50万円で両方で100万円。それつけられればもう少しいいでしょうけれども、けれども雑音全部なくして議長の言葉だけを聞くということはちょっと不可能ですと、今の段階ではと言うのですね。だから結局はそこに行き着くのですよね。

それで思ったのは、このシステムを、磁気ループシステムですけれども、あちこちちょっと調べてみたら、メーカーも結構たくさんあるのですね。こんなふうに書いてあるのです、そのメーカーの説明の中にですね。いろいろな音が出るところ、いわば雑音がするところでは何ぼいい補聴器をつけてもそれは完全に話を聞き取ると、自分の聞きたいところを聞くということはまず不可能でしょうと言うのですね、磁気メーカーの方がね。欧米ではこうした集団補聴システムは既に常識化されているという書き方をしているのですよ。そして例えばということいろいろ調べていたら、たまたま引っかけたのですけれども、帯広市で3年前議場の音響設備を更新したのか、補修したのか知りませんが、そのときにこの磁気ループシステムを導入したそうです。したがって議場で議員も、もし私みたいな人がいれば、議員もその恩恵にあずかれるし、それから傍聴席で聞く場合もその磁気ループシステムの音響を聞くことができるというふうに、帯広市はなっているそうです。それを聞いたものですから、余計そういうものが不要でないのかなという気がしたのです。

特に自治会の会議のとき、それから老人クラブなどのいろいろな集いのときなどに、小さなアタッシュケースというか、ケースに入って持ち歩きできるシステムがあるのですね。それなどを購入していただいて、それを例えば必要な自治会や老人クラブに貸し出す

ということができないのではないかと。いや、ないかというよりは、そういうことが必要でないのかというふうに思ったのですね。

それで、1点まずちょっとお聞きしたいことは、3年前、5年前から比べて難聴者の方というのはふえているのでしょうか、あるいは減っているというか、横ばいというか、その辺の状況はわかるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 身体障害者手帳の交付数で考えますと、総体のいろいろな障害の方の人数もほぼ変わらないのと同様に、難聴者として申請されている方も変わらず横ばいでございます。

以上でございます。（議長「ふえているか、ふえてないか」と呼ぶ）

ほぼ、ふえていないです。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 高齢化社会がどんどん、どんどん、社会がというより高齢化が進んでいきますよね。だから当然私みたいな部類の人間でふえてくるのではないかという気するのですよ。それは病気ではなくて器質的にもそういうふうになってくると、だんだんと。私自身も3年前までは聞こえたのですけれども、だけれども今はもうだめなのですね。そんなことがあるものですから。多分ふえてくるのだらうと思うのですよ。そのときに窓口に行ったときに、議会事務局行ってもそのようなのですけれども、半分聞こえていて聞こえたふりして帰ってくる、わかりますと帰ってくる時ってあるのですよね。そういうことって多分町民の方もいらっしゃるのではないかと思うのですよ。

各役場の窓口はこのぐらいの大きさの、あと耳のマークの入った、私耳悪いですよというやつを置いておいて、指さして、私これだからというふうに言えば、職員の方がぱっと気づいて、そうしたら大きな声で耳元で話すとか、あるいは筆談にするとかということにしてくれるというふうに町長の答弁でしたから、あれなんですけれども。そういうことが

ないと多分自分からはなかなか言い切れないのではないかという気がするのですね。そんなことがあって、こんな提案をしました。

ただし、ちょっと提案する側としては、調べてみたら結構高いのですよ。窓口に置く小さなシステム、こんな小さなシステムで、ここに置いておけば職員の方がピンマイクで話す、そうしたら町民の方、ここにあるスピーカーから出る音で聞こえると。スピーカーと言わないな、ループがあって聞こえるということなのですけれども。そんなのが幾らするかといいますと、28万8,000円するのですよ。だから結構高いのですね。だから多分この議場全部で使えるようなものをつけるるとすると多分五、六十万円ではきかないのではないかと思うのですけれども。そんなのがあります、そう簡単につけてくださいと言えないなという思いがしてます。それで窓口でどういう対応をしていますかと聞いて、今の答弁の中で町長が言われたように、大きな声で話すだとか、筆談するだとかというのがありました。それから読唇術というのがありましたけれども、これ本当にできる人いらっしゃるのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 実際古くから、かなり、難聴になってからかなりの年数の方は身ぶりですとか、話している雰囲気はかなり唇で理解していただける方も多いということで、手話ですとか点字をやられる方は少ないようではありますが、読唇術、唇の動きで理解していただく方は何人とは言えないのですけれども、町内にいらっしゃるということでございます。

以上でございます。（「窓口にいる」と呼ぶ者あり）

読唇術は難聴の方が、例えば役場の職員が話している声を、この私が話している声を耳でほとんど聞こえないのだけれども、この唇の動きで理解していただけるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 職員の中ではなくて、私みたいな聴覚障害のある方が唇を読む人がいるということですね。はい、わかりました。

もう一つお聞きしたいのですけれども、どこだったけな。補聴器を支給しておりますというのは、支給しているのですから、御本人に渡してしまうのですよね。貸し出しでないですものね。

もう一つは何だったけな。

視覚障害者用屋内信号装置、それから視覚障害者用通信装置を給付すると、これはちょっと説明をお願いしますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） これは補聴器とは別に、例えば玄関のドアがピンポンを鳴らしたら、茶の間の光が出るですとか、電話がなったら赤ランプがつくとかという、そういうようなものであったり、音のかわりの知らせる、今で言えばかなり進歩して、言葉であるものを文字で表示したりするようなものとかというものも、例えばそうですね、ございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 今の1番目の最後にします。

別のメーカーのやつを資料取り寄せましたら、電気の知識のある方だったら手づくりできるというのですよ、この磁気ループは。つまり電話線、有線放送と同じだということですね。あ、そうかと思って、電気屋さん行ってきたのですよ、私。こんなものがあるのだけでもできますかと言ったら、全然だめでした。磁気ループそのものも知りませんでした。磁気ループがそんなのが、補聴器通して聞けるなんてこと自体が私は眉唾だと思われてしまって、あら、全然だめだわと思ったのですけれども。

なぜそうと思ったのは、新聞に私どもの議員が区議会議員ですけれども、そういう知識

を持っている議員なのですね。自前で磁気ループシステムをつくって、街頭で演説をするときに磁気ループの中に聴覚障害のある方をそこに立ってくださいとか、座ってくださいといって見てもらうと。そうすると、話しているやつが全部、ほかでいろいろな雑音が入るのだけれども、それは入ってこないのだそうですね。普通の耳からは入ってくるでしょうけれども、補聴器からは入ってこない。補聴器から入ってくるのは、磁気ループを通して入ってくる演説者の音声だけが入ってくるというのだそうですね。それが自前でつくったというから、それだったらちょっとできるのではないかなと思ったものでも、だけれども足寄ではちょっと無理でした。残念なのですから、それはちょっとできなかったなど。

今町長の答弁にあったように、そんな方向で対応して、窓口で対応していただければとりあえずのところはいいのかなという思いがしています。ただ、これ何県だったかな。何県かで、必要はないと、それから問題があるから入れる必要はないと言っていた市が、最終的には磁気ループを入れることになったという事例もあるのですね。それは女性が集まる集会、母親大会って全国で行われているのですけれども、その、足寄で言えば足寄の母親大会が行われたときに磁気ループシステムを、足寄町では持っていないから道から借りてくると、道から借りてきてやってみたら障害を持っている方が本当に聞こえやすくてよかったという評判があったという事例をもって、ここで言えば町長のところに持ってきて、町長、こんな事例あるのですと、入れてくれませんかと言って入ったという事例は、ある市であったそうですね。そんなこともありました。今はそれ以上のことは私言いません。

二つ目に行きます。

○議長（吉田敏男君） ちょっと時間が来ておりますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

1時再開といたします。

よろしく願いをいたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

7番田利正文君、2番目の質疑をお願いします。

○7番（田利正文君） 2点目に入らせていただきます。

大雨対策などについて。

地球の温暖化による異常気象が原因とされる被害が、世界各地で起きている今、想定外のことですので、自治体としてはどうすることもできませんなどと、安易に想定外という言葉を使えなくなっているように思います。

予防対策と避難計画、避難訓練に相当の人員を配置してでも、考えられるあらゆる可能性について調査、検討、対策が必要と考えています。

以下のことについて伺います。

一つ、旭町3丁目利別川の曲がり角にあったコンクリートの塊が、前回の大雨で流され両国橋と青雲橋の間にありますが、これについてどのように対処するのでしょうか。

二つ目、足寄川と利別川合流地点のことですが、足寄川が利別川と平行に流れていて、足寄川の水が利別川の流れに引き込まれていくようにする必要があるのでないでしょうか。

3点目、栄町から足寄橋付近までの中州（堤防と地続きの部分も含めて）の除去と、そこに生えている立木の伐採はいつごろ完了の予定でしょうか。

四つ目、大誉地市街の左手（国道の左側扇状の住宅地）に、過去土石流出があったと聞きましたが、現地の状況は現在どのようになっているのでしょうか。

五つ目、旭町3丁目から下愛冠に抜ける旭町のところの山崩れの現場と、堤防を道路として使用していますが、最終的にここはどの

ようにする考えなのでしょうか。

六つ目、避難所の設置について、スフィア基準という世界基準があるそうですが、世界基準に照らして、足寄町の設置基準はどのようになっていますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の「利別川のコンクリートの塊」についてであります。河川管理者であります北海道の帯広建設管理部足寄出張所に確認をしたところ、コンクリート塊による流下能力低下のおそれが極めて低いことから、現状監視を継続するとのことでございました。

2点目の「利別川と足寄川の合流地点」につきましては、北海道の河川改修計画は、合流地点での利別川から足寄川への逆流も想定した計画となっており、現状で流下能力を確保できる旨を北海道に確認をしております。

なお、平成28年の越水につきましては、合流地点での逆流ではなく足寄川流域での大雨による水位上昇が原因と考えられております。

足寄川に関しましては、本年3月の融雪災害により氷塊が堤防上に乗り上げたことから、議長とともに北海道知事を初め、北海道の河川管理部局に堤防のかさ上げを要望をしております。

なお、平成29年からの足寄川及び利別川の河道掘削工事により流下能力の向上が図られてきており、また平成31年度以降には堤防天端の舗装化も予定されており、堤防決壊の防止及び実質的な堤防かさ上げ効果も期待されているところであります。

3点目の「栄町から足寄橋付近までの中州の除去及び立木の伐採の完了予定」につきましては、現在北海道により下流の豊栄橋から上流に向けて河道掘削工事が進められており、栄町から足寄橋付近までの中州の除去及び立木の伐採の時期につきましては、平成31年度以降と聞いておりますが、完了時期に

つきましては、北海道における予算のつき方のよりますので未定と聞いております。

4点目の「大誉地市街左手の住宅地」につきましては、山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する土石流のおそれがあるとして、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されております。同地区は上大誉地側の下流に位置し、上大誉地側には土砂をとめる砂防ダムが北海道により設置されており、平成28年の大雨災害を初め近年は土砂災害等は発生しておりません。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域につきましては、町で地域や地権者等を対象とした住民説明会を開催した上で、北海道において平成28年3月に指定を行ったもので、町では自治会回覧などで注意喚起を実施しているところであります。

5点目の「旭町の山崩れ現場における堤防の道路使用」につきましては、山崩れが発生した箇所のお住まいの方には、現在北海道の河川管理用道路を生活道路として使用していただいております。岩が落下して通行できなくなっている箇所につきましては、崖の上に撤去困難な岩があるために引き続き危険な状況にあり、もとの経路での復旧は困難な状況であることから、降雪期前までには迂回路を設ける形で整備する予定としております。

6点目の「避難所の設置基準」につきましては、本町は特段の基準は設けておらず、国、北海道の指導や近隣自治体の事例などを参考に設置しております。スフィア基準に照らしますと、全町民が避難するにはスペース的には狭くトイレも足りない状況ではありますが、一時的には推定避難者数を受け入れることが可能であります。避難が長期となる場合は、避難所間で収容者数を調整するなどして居住空間を確保し、また仮設トイレを設置するなどして、避難者の方が安心して生活できる状況にすることが必要であると考えております。

本町としましては、引き続き関係機関や自治会等と連携して、防災減災対策の強化、防災意識の高揚等の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
7番。

○7番（田利正文君） 1点目のコンクリートの塊の件ですけれども、曲がり角にあったところ、何と言ったらいいのでしょうかね。利別川のこう曲がって行って、旭町の3丁目の角のところがあったときには、今は土現と言わないのですね。そこに確認をしていただいたら、大丈夫だと、崩れることはないと言っていたのですね。それがこの前の台風のあれであそこまで流れていったのです。

今回は流量には影響ないと言っています。が、聞きたいことは、塊があったところ、削れているのですよね。ちょっと下までおられなくて見てないのですけれども。清水とか新得のようなああいう激流は利別川の場合来ませんから、そんなに心配ないのかなという気もしますけれども、あそこどンドン、どンドンえぐられてくると旭町3丁目が削られてくるということになるのではないかという気がするのですよ。その辺の心配はないのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

御質問はコンクリートの塊の御質問でございましたので、コンクリートの塊に主眼を置いて、今の状態についてを北海道のほうとお話しさせていただきましたが、今の状態は、あれは水では動くものではないというのが考えられているのですけれども、たまたま3月に氷の塊が押し寄せたために、その氷の塊によって、水では動きそうもないようなものが動いてしまったのだろうということで、今の状態でも直ちに危険はないという判断で、状況監

視をしていくという状況でございます。

もちろん北海道におきましても確認はしておりませんが、もとあった護岸は当然北海道が護岸していく責任のあるところでございますので、承知しているところですので、そこは安全と判断していることだと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） もちろんここで質問していることは、河川管理者の責任の分野ですからね、町にどうこうというつもりはないのですけれども。現地である足寄町が現場を見て、これは絶対危険だと思うよということをしきりと管理者のほうに、こんなふうにするべきだというふうに伝えているのかどうかということを知りたいのですけれども。もし危険だとすればですよ。見ても、これは全然問題ないというのであればまた別ですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私自身も一昨年の大雨のとき、そしてあそこ、質問にあります山から崩れたとき、そのときにも実は現場、下まではおりてませんけれども、見ております。

工程から言って、あそこから住宅地に水が入り込む、そういう状況ではないというふうに思っています。仮にそんなことになる、それはもう既にこっちのほうが多滅しているということだというふうに思っています。

ですから、100%、もう大丈夫だよとは言いきれませんが、ちょっとした雨で何らかの対策ということではないというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 今、町長と総務課長の答弁いただきましたけれども、補修はするということは聞かれていますでしょうか。塊があったところ崩れてましたよね。そのところきちと護岸をするというふうには聞いているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

その箇所については北海道のほうとは協議しておりませんので、それは今後確認、協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） その辺のところぜひ確認をよろしくお願ひしたいと思います。

地元の自治体がこんなふうに見えているよと、だからこんなふうには護岸をしてほしいということをやっぱり伝えることはきちっと伝えてほしいという思いなのです。ということです。

二つ目のことですが、こんな素人の考え方が合っているのがどうか、わかりません。これ、大雨のときに、こういうふうに見たほうがいいのか。合流地点ですよ。それからもう一つこれかな。回覧で配られたやつなのですけれども、これ見ても、足寄川から来る水が利別川とこういうふうにつぶかると感じをするのですよね、素人の考えです。だからこれがもし平行に近いように、こういうふうに来るのだったら絶対に利別川の流量のほうが多いわけですから、多いところに引っ張り込まれていくというふうにするべきでないのかなというのが思いなのです。それは不可能なのかということなのです。

ここではそんなふうにしますというようなことを答弁に書いてあるのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） そういうふうにしますというふうにはお答えをしていないつもりでございます。今現状でも逆流することがないような計画で掘削、流量確保しておりますので、流れを変えることはなくても心配はないので、流れは変える工事は考えていないということになります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 3番目ですね。栄町から足寄橋付近までの中州、それから立木の伐採で、31年以降になりますという答弁なのですけれども。それはそういう答弁なのですからしょうがないですね。管理者からの答弁ということですよ。

お聞きしたいのは4点目、ごめんなさい。3点目ももう少し聞いたほうがいいかな。

やりますということなのですけれども、前回のいつだったっけ。前回の定例会のときに、一般質問でこの質問したときに、町長のほうから、書いていたかな、書いてないか。ごめんなさい、書いてないから飛ばします。

4点目、大誉地市街のやつですけれども、上にダムがつくられていると言いましたっけ。現状もう少しちょっと、私のような素人でもわかるように説明してもらえないでしょうか。

あそこの一番上に住宅があるところに道路がありますよね、沢のほうに行くところ。あそこまで行ったことあるのですけれども、あそこから先には行ったことないのですけれどもね。あの先のすぐとといいますか、近くに砂防ダムがつくられているのでしょうか。それともずっと奥のほうにつくられているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

砂防ダムは奥のほうにたくさんつくられております。何メートル置きでしょうか。どんどん、どんどんと奥のほうに行くに従ってたくさん砂防ダムがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） この質問を出してからちょうど厚真の震度7の地震ありましたよね。あれ見てたら、そういう砂防ダムがあっても、何というのだろう、火山灰に覆われた台地の上にさらに何百年かたって土がつくられて山ができています。大雨あるいは地震でそれががばっと削られたのが今回の厚真の山

の中の赤土型のやつ、だっと広がりましたよね。あれを見ているとすごい恐怖を感じるのですね、足寄もあなるのではないのかなと。そのときに、いや、全然考えてませんでした。想定外でしたとは言えないだろうな思ったのですよ。それで冒頭にそんな言葉を書いたのですけれどもね。その辺のところは大丈夫かなんて聞いても、それは今なんかわかりませんけれどもね。そこまで予測というか、何といたらいいでしょうか。対策立てるといわけにはいかないでしょうけれども。見越しているのでしょうかということをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

北海道において砂防ダムが数カ所たくさんあるのですけれども、少なくとも5個以上は上流に砂防ダムを順次、小さいものから大きいものまでつくっているのですけれども。田利議員もおっしゃっているように、想定外というのは想定外でございますので、どういう計画を立てても計画以上の土砂崩れがあれば、それは流れてしまうということでございます。

ということですので、土砂災害警戒区域に指定させていただいて、危険が生じたら早めにそこから避難していただくということに尽きるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 土砂流出については気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報、それから北海道士砂災害警戒情報システムにより情報収集を行い避難指示等の発令をするようにしているということですね。これなのですけれども、私はこれはどんなシステムなのかとよくわかりませんけれども、精度とといいますか、スピードとといいますか、タイミングとといいますか。大丈夫なんでしょうか。でしょうかと聞いたらおかしいのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） あくまでも危険が、土砂に含んだ水分量が何日前から長雨が Continuing、これぐらいは含んでいるだろうから危険があるよということで指定がされてきていると考えております。

その判定度と申されますと、極端なお話申し上げますと、足寄町で土砂災害警戒情報を最近出したところはどこも土砂災害起きておりません。そういう意味でいったら判定度というのをどう表現してよろしいかわからないわけですけれども。何と申しますか、判定度についてはちょっとお答えのしようがありません。危険度があるので、実際に崩れたから判定が当たったとか、そういうことでもございませんでしょうし。ちょっと答弁になったかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 前回のとき、稲牛で小さな沢がだつと土砂崩れありましたよね。そこは議員で、全議員で見に行きましたけれども、地元の人に聞いたら、あそこって水量多いところかいと聞いたら、いや、何も少ないよと言うのですよ。少ないところにあれだけの土砂がだつと流れてきて、道路を越えて行ってしまったのですね。あんなことが起こり得るのですね、やっぱりね、山の上に降ると。だから、それがあつたものですから、答弁しにくいと言いましたけれども、答弁しにくいですよ。という危機感を持っているということだけは、先にお伝えしておこうと思います。

多分、これもちよつとお聞きしたいのですが、厚真町であんなふうになったということは、足寄町の場合も昔は何万年前かは火山爆発によって山の上に火山灰が乗っていると、何十メートル乗っているか知りませんが、その上に何百年かたつて今の土ができて木が生えているという状況には変わりないですよ、恐らく。その辺はどうなの

でしょうか。そこまで私地形調べてないし、わからないのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） そこまで各危険箇所の、指定箇所の地質を調査してまで、足寄町では把握しているものではございませんので、それが同じなのか違うのか、そういったことはちょっと把握してございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） わかりました。それ以上質問しません、でしたら。

5点目の迂回路をつくるって答弁になってますが、どこにどのように迂回路をつくるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今現在この答弁書の中にも書かれているとおりなのですけれども、今河川管理用道路を一部使用して奥の住民の方住んでいるわけなのですけれども。要は、旭町のその住宅一部管理用道路、約200メートルぐらいの手前に1個樋門があるのですけれども、樋門のところについても崖崩れの土砂等が来ておりますので、それを越して、結論から言うと、今管理用道路おおむね大体200から250メートルを通過して、それから現道におりるようなそういう形をとっていきたいなど。ですから、今崖崩れしているところを回避して、なおかつ管理用道路も一部使用しながら現道におりていくという形をとらしていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） あそこも見えてきましたし、それからあそこに住んでいる方にもお会いしてきたのですけれども。もちろんあそこ1軒しかありませんから、めったに対向車がないから支障はないのでしょうか、車1台しか通れないのですよね、今のところはね。だから早く迂回路ができればいいなど

思います。

崖崩れになっている、垂直にぐっとむき出されている崖ですけれども、あそこは国有林ですか、町有林ですか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） あそこは河川敷地になっております。どんと落ちていますよね。山の一部の本当の奥のほうからは一部所有者は変わるのですけれども、今崩れている部分というのは河川敷地内であります。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 崩れて真っすぐ垂直に立っている壁のところ、あれをさらに崩して安全にできないものかなと思ったものですからね。それで、町有地か国有地かということを知りたかったのです。そういうことなのですけれども。

6点目、最後に入ります。

避難所の基準なのですけれども、前回の台風、そのときに旭町母と子の家が避難所になりました。そのときに、あそこに何回か通いましていろいろ見聞もしましたし、私的感想も含めて幾つかお聞きしたいと思います。

一日か二日ならあそこにござなり毛布を敷いて避難されるということもやむを得ないと思いますし、可能だと思います。ただし、三日から1週間、あるいはそれ以上になった場合には大変厳しいものがあるなというふうに思うのですね。

それですまず一つ聞きたいのは、私のように持病を持っている方が突然の避難指示で、薬も持ってこれないし薬手帳も持ってこなくて避難されてしまって、それを持ってこれなくなってしまう場合に対応できるのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 一般的なお話になりますが、避難所なりに福祉避難所では保健師、看護師の資格を持った保健師が張りついて、その中で症状を見てこれは病院に連れていったほうがいいなというときには、救護施設として国保病院が多分そういう場合はあ

いてますので、そちらのほうで医師の判断を仰ぐというような形で。やはりいろいろな病気を持っている中で、保健師、看護師といえども適切なアドバイスというのはできないので、やはりそこは医師のほうにつなぐような形。また救急であれば、救急車という形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） もうちょっと先へ突っ込んでお聞きしたいのですけれども。例えば私のような病気というような場合は、ワーファリンあるいはバーファリン、血液をさらさらにする薬、血栓をできないようにする薬、それからコレステロールを合成させないような薬を常備としている者にとっては、二日とか三日でもあけないのですね。あけてしまって血栓が飛んだらそれで終わりですから。それでそういう場合には、そういう種類の薬というのは、国保病院の、国保病院のと言わないか、薬局に常備薬としてあるものでしょうか、こういう心臓関係、あるいは肺塞栓の関係だとか、そういった関係の病気の薬というのは。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 薬ということでございまして。当院の院内薬局のほうでも薬は常備はしておりますが、場合によっては院外処方ということで、民間の薬局さんもございます。そういったところと連絡を取り合いながら、全ての薬があるかどうかということになると、ちょっと今ここではお答えはできないのですが、対応はなるべくできるような形で、福祉課等とも連携をとりながらやっていきたいなと思ってます。

あと、前回の災害のときもそうなのですが、当院の院長と看護師長が各避難所に回って状況を聞いたり、そういったこともやってございますので、それも申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 私は国立病院機構帯広病院というのか、正式には。そこに定期的には通っているのですが、そこで処方箋を書いてもらって別の薬局に行ったら、ワーファリンとかパーファリンってやっぱり常備していないのですよね。だから、緊急な場合、私みたいな病人の方が何人かいらっしゃって、二日も三日もそのパーファリンとかワーファリンを飲めないなんてことがあった場合に、どう対応するのかなということがちょっと気になったのですけれども。それは多分足寄の薬局でも常備してないのだと思うのですよ。心臓疾患とか脳疾患の方がかかるドクターがいるところでないとないのではないかという気がするのですけれども、どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 特殊な病気だとか、普通にかかるような病気で国保病院だとかで出しているような薬というのは当然国保病院に用意してありますし、今は薬局のほうで用意していると思うのですけれども。やはり今お話あったような特殊な薬といいますか、普通このあたりでは置いてないような薬もやっぱりあるのかなというふうに思っております。基本的には処方箋持っていくと大体どこの薬局でも本当は出すことにはなるのでしようけれども、やはり薬局のほうも普通にふだん出でないような薬というのは置いてないのかなというふうに思っております。

そういった部分で、やはり避難していただくときには常備薬を常に持っている方たちについては、やはりそういうものを事前に準備をしておいていただいて避難していただく、避難準備情報だとかそういったものが出てきたときにはまずはそういうものもあわせて持ってきていただくというのはやっぱり肝心なのかなというふうに思っております。

ただ、急にすぐに避難しなければならぬだとかというようなことができた場合については、やはりそういう薬だとか、もっといろいろな大事なものもいっぱいあるかと思えますけれども、そういったものも持たないで避

難してしまうということもやはりあるのかなというように思っております。

そういう意味では、やはり避難所に行ったところで、やはりいろいろとその中で職員なり、役場の職員などもいますので、そういったところで相談をしていただいて、この薬を常に飲んでないとだめですよというようなことで、だけれども持ってくるのを忘れてしまったとか、そういったことを相談していただきながら、そのときそのときで、どういう対応ができるか、ちょっとそのときになってみないとわかりませんけれども、交通手段だとかそういったものもわかりませんが、なるべく対応できるような形で。

先ほど事務長のほうからも、院長先生だとかも避難所回って健康状態だとか見ていただいたりとかもしておりますので、そういったところで相談していただきながら、対応していくということになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） わかりました。

何というのでしょうか、私みたいな病気を持っている人って結構いらっしゃると思うのですね。あちこちでワーファリン飲んでるよという方がいらっしゃるのですけれども。そういう方がたまたまワーファリンを切らして、三日ぐらい切らしていて血栓飛んで、飛んだところが脳であれば脳梗塞を起こすし、心臓であれば心筋梗塞を起こすということで、もう瞬間ですよ。だから、避難されてきたときに、すぐ私こういう薬飲んでるんだけれども持ってきてないから手配してくれますかという、手配してもらおうということになるのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 今お話ありましたように、すぐに対応ができるかどうかというのはわからないのですけれども、そのときの災害の状況だとか、例えば足寄町だけでほかのところは何ともないよとかというような場

合であれば、交通手段なども道路も大丈夫ですよとかというようなことであれば、そういうことも可能だろうというように思いますけれども。そういうことでない全道的にどうか、今回も全道的だったですけれども、災害の状況によってはどういう対応ができるのかというようなことにもなるかなというように思います。

今回も通信手段も途中で絶たれたりだとかというようなこともありましたし、そういったこともあって、十分な対応がきちんとできるかどうかというのはちょっと今ちょっと、そのときでないとわからないという部分もあるのですが。やはりまずはそういう避難してきたときに、そこで担当の、避難所の担当の者だとかにやっぱり話をしておいて、そういう問題がありますよということを話していただいて、その中であとどう対応ができるのかということになるかなと思います。

避難所からまた家に戻れるのが何日かかるかだとか、そういったこともちょっとそのとき、そのときでちょっとわからない部分もあるかというように思いますので、まずはそういう一声かけていただくということが肝心なのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 次なのですけれどもね。母と子の家に避難所になりました。そのときに思ったことなのですけれども、まず高齢者、それから障害者、小さい子供のいる家庭、それからペットを飼っている家庭、この4つについて、対応というのはすごい難しいのだと思うのですよね。しかも、母と子の家のように限られたスペースの中で、それを全部やれるのかといたら不可能だと思うのですよね。その辺のことについて、何か今は考えていることがあるのかどうかと思ひまして。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたしま

す。

障害の等のある方で、あるいは病気の方で一般の避難者の方とともに暮らすことは、同じ生活様式で暮らすことができないという方は福祉避難所も開設いたしますので、そちらのほうに移っていただくといえますか、そちらに入らせていただくことになろうかと思ひます。

ペットにつきましては、また屋外にペットスペースを確保する等、今対策について定めてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 避難所に入ってまず思ったことは、母と子の家はまだ下がタイルでないというか、木でないからまだいいのかもしれないけれども、例えば総合体育館に行ったような場合、ござとか毛布だけではだめだというふうに思うのですね。もちろん若い方なら別ですよ。一晩や二晩十分耐えられるのでしょけれども。足腰が弱っている方は大変だと思うのです。

それで、調べたら段ボールでつくった床敷きというのですか、このぐらいのやつがずっと敷き詰められるようなのがセットであるらしいのですね、避難用品として。そんなのをどこかでいづれ用意しておく必要があるのかなと思ったのと、それから段ボールの椅子、あるいは段ボールのソファ、段ボールのベッドもあるそうなのですけれども、そんなものがやっぱり必要なのかなと思ったのですよ。

それからもう一つは、プライバシーを確保するというので仕切りを入れますよね。上まで入れてしまうと、玄関から見ると誰がどこにいるかわからないから、ある程度の高さの、このぐらいの高さのやつにするのでしょけれども。そういう仕切りも含めて、防音も含めてやる必要があるのかなと思うのですけれども、その辺はどんなものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

数はもちろん全住民の分というわけにはいきませんが、少しずつそういったものも整備してきているところがございます。例えば床に敷くマットとかですね、ベッドもございますし。テレビで拝見しました段ボール式ベッドとか、いろいろありますので、これからそういったことも検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） わかりました。

あともう一つは、気づいたことなのですが、母と子の家はまだ狭いからそうでもないですけれども、体育館の行った場合に、旭町4丁目から避難した人だとか、あるいは栄町から避難したとかと、来た順番にどうぞ奥から詰めていってとやってしまうとまずいのだというふうに思ったのですよね。

というのは、誰とでもお話できて誰とでもすぐ仲よくなれる人ばかりならいいのですけれども、そうでもないですからね。地元で顔をわかっていてお話できる人同士を近くに寄せてあげるといいですか、そういう順番を例えばその総合体育館に配置された職員の方が気をきかせてというのか、そういうルールをつくってというのでしょうか、わかりませんが、そういう人たちをまとめてやっぱりこっちのほうに、こっちのほうにというふうに誘導して行って、端から詰めていくとかということが必要なのだと思うのですけれども、そういうマニュアルになっているのかどうかというところなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

コミュニケーションとったり、自治会単位でまとまっていくためにはそのほうが望ましいかと思いますが、避難所開設で人が入ってくる時には、一体最終的にどれだけの人数がどの地域から、避難勧告とか指示は出しているにも実際に避難される方が最終的に何人になるかがわからない状態で、避難所にお入り

いただいております。

そういう意味で、最初から、何といたしますか、間取りができているわけではございません。そういうことで困難性もあるかと思いますが、今いただきました御意見というのは参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） あと、これはなかなかちょっとそう簡単にはいかないのかなと思いますけれども、よく言われたのは、仕切りはつくっていただいたと。だけれども、子供がいる場合には、子供が騒ぐ、大きな声出したらだめだよって一生懸命お父さん、お母さんが怒りつけながらやっているわけだけれども、それがすごいストレスたまるわけですね。その辺の対策がどこかとれるのかなと思ったら、それは簡単にいかないだろうと思いますけれども。それが一つと、それからもう一つは、仕切りはあるのだけれども、寝返り打ったり、例えばおなら出そうだといっておならべつと出すわけにはいかないというのがありますよね。そんなときのことも含めて、スペースがもしとれるのかななんて気がしたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

避難所に入る方のマナーの問題もございませぬし、そこはお互いに思いやって、他者を思いやって、避難所で過ごしていただきたいという部分と、あと設備の部分は、その間仕切りの部分ですとか、今完全に全部の部分のものが整備されているという状態ではございませんので、申しわけございませんが、そういう意見もあったということで、貴重な意見としてお伺いさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 移動トイレの車、移動トイレ車というのでしょうか。そういうの

があるそうです。管内にはあるのかどうか、ちょっとわかりますでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えします。
申しわけございません。把握してございません。

ただ、町内にもレンタルのトイレはございますので、トラックに積んできて、下げれば設置できる簡易、そういう簡易トイレはございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） そのトイレなんですけれども、よく本別の、あれは何だ、花火大会か何かのときにだっとトイレ並べてあるのですね。ふっついて並んでいるのですよ。隣に入って頑張ったら音聞こえたら全部抜けるのですね。あれを少し離しておいてくれたらいいなという気がしたのですけれども。その辺の配慮というのは必要ないものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

それはそこそこの設置、イベント、多くは今拝見するのはイベントのときですし、足寄町も花火大会のときには設置しましたが、限られたスペースで設置するものですから、あと隣接したほうが丈夫に立ちますし、そういった部分もあって隣接しているものと想像しております。

それで、離れて置いたほうがいいのかどうかは、その敷地と設置場所の兼ね合いがございますので、難しい部分もあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） よくわかりますが、避難所の場合に、何だろう、もう身も心も疲れ果てた人が結構多くなりますよね。長くなればなるほどなのですから。そのときにその一言でも、その一つでもすごいまた疲れがたまると思うのですよ。それで今言っ

たのが、せめてちょっとでも離れてトイレが置かれていると違うなというふうに思ったのです。それから仕切りもそうなのですからね。そんな感じがあったものですから、ちょっと聞いてみたのですけれども。避難所の場合です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 避難所の場合という限定での御質問ではございますけれども、今現在も例えば公共施設ですと、薄い壁1枚隔ててトイレの個室が存在して、ほかの方が用を足しているという状況でございますので、そこは簡易トイレも壁がそれぞれ隣接しているわけですから、公共施設と変わらない状況にはあると思えますので、そこは御容赦いただけるのかなと思えますけれども、いかがでしょうか、と思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） はい。

○7番（田利正文君） 螺湾行く途中に、あれは何でしょうか、元売店があってトイレがあるとありますよね。あそこのトイレ音が出るのですよね、たしかね、使うと。ジャーと水が流れる音がして、使っている方のあれが聞こえない感じなのです。もちろんただ音が出るだけなのですから、そんなことも必要かなと思ったものですから、ちょっと聞いてみただけです。特別これいいです。

それで、最後ですけれども、長期になる場合、どうしても仮設住宅を今厚真でもやりますけれども、仮設住宅が必要になってくると。だけれども仮設住宅に入ったおかげで命を落としたという人が、実際津波で死んだ人や地震で死んだ人よりも多くなったというのが実態ですよ。だから、可能な限りやっぱり住宅を確保したほうがいいのだというふうに私は思うのですけれども。そのときの場合にどの程度、どの程度と、今の現在でいけばどの程度のあきがあるのかなということをお聞きしたいのですけれども。使える住宅、戸数ですね。

○議長（吉田敏男君） 総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

公営住宅を常に四、五軒は確保しておりますが、そうは申しましても一番新しい住宅をもちろん確保しているわけではございませんので、そこで満足いただけるかどうかという部分もございますので、あくまで緊急避難的な部分としての確保でございます。

確保している部分としては、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） これ認識合っているのかどうかわかりません。教員住宅があいているところがどこかあったような気がしたのですけれども、そういう場合にはそこを使わせてもらうという横断的な処置はとれるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 教員住宅ということでございまして、基本的には教員の方たちが住む住宅ということでありまして、そういう災害があつて緊急的に住まなければならないというようなことがあつた場合については、協議させていただいて、もちろんずっとということにはならないと思っておりますけれども、一時的な住まいということで、住宅を貸してもらうというようなこともできるのかなというように思っております。

それはそのときの状況、あいているとかあいてないとかということも含めて協議をさせていただくような形になるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 最後ですけれども、避難所に職員の方が配置されて受付だったり、水を渡してくれたりいろいろしてくれましたけれども、その方がどうこうではなくて、今後のこんなことがあつた場合のマニュアルというのでしょうか、というような感じで捉えてほしいと思うのですけれども。そこに

おられる職員の方の態度、言葉一つで避難された方の、何というのだろうか、病院に行けば患者さんがドクターに言われたことが物すごいショックで受けて、頭垂れて帰ってくるみたいなことがあるように、その職員の方が笑顔で本当に被災者の方の身になって考えて対応してくれるということがやっぱり必要だと思うのですね。そここのところが大事だと思いますので、そここのところをぜひ何かの機会に職員の皆さんに徹底していただくと。病院で言えば接遇対応というのでしょうかね。そんな感じのことなのでしょうけれども。そういうことが必要でないかというふうに思っていますので、そのことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番田利正文君の一般質問を終わります。

次に、1番熊澤芳潔君。

（1番熊澤芳潔君 登壇）

○1番（熊澤芳潔君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、利別川、足寄川の河川改修等について。

質問の内容でございますけれども、足寄町は平成28年に台風による甚大な被害が発生し、その後北海道、電源開発等も含め協議され防災減災に向けて取り組みを進めているが、足寄橋から仙美里ダム間の利別川、足寄川流域に関する河川改修等についてお聞きをしたい。

一つ、北海道、電源開発等と協議を重ねてきたと思うが、改めて防災減災のための協議の内容と今後の取り組みについて。

二つ目、仙美里ダム調整池内の流木疎通能力の向上のために中州、河畔林撤去が計画され、5年から10年で土砂約30万立方を処理すると聞かすが、具体的な内容についてわかれば説明願いたい。

それから三つ目、処理した土砂を必要町村に利用を求めると聞かすが、足寄町は農地整備、土地改良の利用に必要な、必要不可欠と

思うが考え方について。

四つ目、上記2、3のことから、土砂の利用を目的とした新たな事業を創設できないか、また現存の事業で利用できるものはないのか。

以上について、御質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の「北海道、電源開発等との防災減災のための協議の内容と今後の取り組み」についてであります。まず北海道との協議内容につきましては、平成28年の台風災害を受けまして、平成28年10月に北海道知事を初め河川管理部局に対しまして、河川の氾濫対策として、利別川及び足寄川堤防のかさ上げ、河川断面の確保などについて要望を実施しており、御案内のとおり、昨年より利別川及び足寄川の河道掘削や立木伐採が継続して実施されております。

また本年3月の融雪災害の発生を受け、再度議長とともに足寄川の氾濫対策としての足寄川堤防かさ上げの要望を実施しており、平成31年度以降に堤防天端舗装が予定されております。

電源開発との協議内容につきましては、平成28年の台風災害を受けて設置をいたしました利別川流域連絡協議会におきまして、電源開発を初め北海道開発局、北海道帯広建設管理部、釧路地方气象台、利別川流域の陸別町、本別町、池田町などの関係機関と利別川における災害発生の防止及び災害発生時の被害拡大防止などについて協議を重ね、その成果としまして、洪水規模の出水が予想された場合にあらかじめダムを水位を下げて調整池を自然河川の状態にして洪水を抑える事前水位低下運用を実施することが決定し、本年より試行運用が開始され、平成32年度に本実施の予定となっております。

なお、本年度につきましては、既に2回の事前水位低下運用が実施されております。

2点目の「仙美里ダム調整池内の土砂等の処理内容」につきましては、洪水時の水の流れを円滑にするために、中州や河畔に繁茂し河川水の流下を阻害している立木の撤去、調整池内に堆積している土砂や中州を除去し、調整池内の形状を整え流水疎通能力の向上を図る工事に平成29年12月に着手をし、平成29年度の掘削量実績は約5,000立方メートル、平成30年度は約9万立方メートル、平成31年度は約6万立方メートルの予定で、平成32年度以降も引き続き実施する予定ではありますが、掘削量や完了時期は未定と聞いております。

3点目の「処理した土砂を農地整備、土地改良の利用に必要不可欠ではないか」につきましては、平成30年度から電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所は、仙美里調整池内の堆積土砂の有効利用として、自社の条件に基づき農耕土としての提供を始めました。

農耕土の有効利用については、役場に利用希望者の調査が依頼され、役場は農協へその旨を伝え、農協は農業生産者に聞き取り、取りまとめを行い、役場に報告されております。

その報告をもとに、電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所は、希望のあった農業生産者と打ち合わせを行い、圃場に運搬することで、農耕土の有効利用となり、土地改良につながっております。

なお、平成30年度は5,000立方メートルと土量が少ないことから、仙美里調整池周辺の足寄町の生産者の圃場に運搬することとなっております。

次年度以降は、足寄町と本別町に農耕土として、平成31年度には2万立方メートル、平成32年度は3万立方メートルを提供する計画であり、33年度以降の計画は未定でありますと電源開発から聞いております。

4点目の「土砂の利用を目的とした新たな事業の創設、現在の事業で利用できないか」につきましては、足寄町が実施する事業の創設や現在継続している道営事業での利用につ

いては考えておりません。

残土の利用は、現在工事を実施されている関係機関からの御協力をいただきながら、本町の土地改良に有効利用していきたいと考えております。

本町としましては、引き続き関係機関と連携して、防災減災対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） 回答を読ませていただきまして、非常に詳しく書いてありますので、若干ですけれども、先ほどの田利議員との重複の感もありますけれども、何点か質問をしたいと思います。

今回の質問の趣旨につきましては、防災減災の意味からいっても、最近大きな災害が発生しております。早い対策が必要ではないかと思っておりますので、質問に至ったわけですが、ただ先ほど田利議員とのやりとりの中でもありましたように、利別川、足寄川につきましては道河川ということで、強い要請と早い実施をお願いするという事しかなりませんが、いずれにしても進めたいというふうに思っております。

そこで一つ目でございますけれども、当然先ほど町長が話ありましたように、協議をしてきました、してるということで実施してま

す。それで、全体の進捗率というのはどの程度なのか、お聞きしたいと思います。計画の進捗率ですね。わかればお願いいたします。

（町長「計画の進捗率といっても、計画はない。要請しているだけですから。」と呼ぶ）

○議長（吉田敏男君） 今お聞きになったとおりですので、再度質問してください。

○1 番（熊澤芳潔君） それでは、進捗率と今言ったように難しいということですが、その中で何点か個別にちょっと

お聞きしたいと思いますけれども、先ほど出た部分がございますけれども、田利議員の河川の、河床の土砂あげを進めていると思いますけれども、足寄橋から豊栄橋までの、また足寄川の両流、それから関係ある螺湾川という形で進めていくと思いますけれども、これも先ほど31年度ということの話がございました。そういった中で、31年から始めるということはかなり長い年数で進んでいくのかなと思いますけれども、大体の計画年数というのはわかるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

町長も御答弁させていただきましたが、全ては北海道における予算のつき方次第ということでお話ししておりますので、年次計画等は示せません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） この災害起きてから議会でも報告しているとおおり、ともかく堤防のかさ上げとなると大事業となって何年かかるかわからないと。それよりもやっぱり河道の拡幅と河畔林の伐採ということで、これはもう既に29年からもう着手されておまして、もう御案内のとおり青雲橋の下、あそこの一番大きな河畔林も既に伐採がされてますし、そして29年度においては両側の河道拡幅もされてます。これはもう継続して、この所長さんのお話を聞きますと、下愛冠1丁目、何といったらわかりやすいですかね。昔の雪印の工場あった付近まではやるという、これは聞いているのですよ。ただそれが予算のつき方で何年にどこまでというのは、ちょっとわからない。

既に29年にやっていたところもことさらにまた、今現在も動いているのですよ、はい。ですから、これは着々とお金のつき方によって、少なくとも28年の雨ぐらいではもう全然問題ないような断面は確保できるようなことでやっていきますということで

聞いてますから、これはもう信頼をして、あとはスピード感でいっぱい予算を確保していただいて、着々とやっていただくということしかないなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 若干細かい質問になりますが、以前に一般質問の中でたしかここは足寄川と利別川の高さというのは、ダム絡んで6メートルだか、たしか高いよと言いましたよね。それに伴って豊栄橋からずっと6メートルの関係から下げてきているということになるのかなと思うのですけれども。そうすると足寄川も利別川もずっと下がっていくと、こういうことになるのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） そういうことではございません。

仙美里ダムの放水口と今の合流地点のこの高さが6メートルあるということだけです。ここまで下げるなんて、これとんでもない話でそんなことは100%ありませんから。今の河道拡幅をしているというのは、想定される雨量の水が流下できるように河道を拡幅をしていくということですから。そこは誤解しないでください。6メートル下げるなんて、そんなことはあり得ませんので。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） はい、わかりました。

そうしますと、現状の28年度の災害のときと同じように、北海道縦断しましたよということになりますと、足寄川も利別川も満度に水がなって、今回の28年度の災害に関係するのかなと思うのですけれども、そんな災害が来てもその水は十分に疎通能力があると、そういう考え方でよろしいですね。はい、わかりました。

はい、わかりました。

続きまして、2点目について。

若干重複するもので申しわけないのですが、堤防の強化ですよね。それでかさ上げは進めますよと。これも31年度ですよということなのですから。31年から進めるということなのですから、これらもそうすると利別川、足寄川、もちろん螺湾川の関係も足寄川と利別の関係は似ているのですけれども、そこら辺も31年から進めるということでもよろしいですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもちょっと言ったのですけれども、28年の越水、ほかの町は大体堤防が破られて大洪水になっているのですけれども、28年のときはうちの場合は堤防の上を越えたということで、私どもは議長も一緒に同行していただいて、ともかく堤防のかさ上げをしてほしいと。50センチでも60センチでもと、こういうお願いをしたのですが、これは先ほどもお話ししたとおり、堤防のかさ上げとなると、私はしょせん素人ですから、そんなもの上に50センチぐらい盛ればいいのだろうと思ったのですけれども、そんな簡単なものではないと。堤防というのは強度が必要です。中途半端にやると、そこ破られたらもう、一つ破られたらもうどんどん増破するだけだということなのです。ですからそのところは、先ほども申し上げたとおり、道の方針としては今までたまっている土砂の除去、すなわち河道の拡幅とあと流れを阻害している河畔林の伐採、これで少なくとも28年程度の雨の降り方であれば十分流下能力は確保できるのだと。その上に立って、そうはいつでも、この今ある堤防が絶対破れないとは誰も言えないと。そこであわせて堤防の強化、かさ上げでなくて堤防の強化を図るという意味で、天端舗装、要するに上ですよ。これをやることによって堤防自体が強くなるのだと。もちろん天端舗装することによって何十センチかは上がるというお話は聞いているのですが、そういう手法でいきたいということを聞いております。

それで31年からと先ほどお答えしたのですけれども、これはともかく緊急に要請した旭町の排水機場のあるところから共励橋という要望をしてきたのですが、まずそこから着工してくれるのだろうかというふうに思っています。これも予算のつき方ですから、災害対策でやるわけではありませんから、予算のつき方でやってくれるということですから、これはまたこの時点でははっきり31年度で完成するものなのか、数年かけてやるのかはちょっとはっきりしたことはお答えできませんけれども、ただ少なくともイの一番に排水機場の越水されたところについては天端舗装に着工していただけるだろうというふうに期待をしているところであります。

今後ともまた密接な協議、連携をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

しつこいようで申しわけございません。

それで、現状の部分でちょっとお聞きしたいのですけれども、土のうの関係なのですけれども、現状土のうが置かれて、いろいろ町民の皆さんからお話あるかと思えますけれども、現実に土のうも2年ですか、たつて、風化も進んでいるよということなのですけれども。その状態であれば、今災害緊急時で災害が出ているのですけれども、果たしてあの能力が、土のうの能力というのですかね。そういったものがあるのかどうか。そして、その土のうについての考え方はどう進んでいくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 緊急に設置していただいた土のう、これ実は落ちついたときに、この所長さんから、町長、どうしますかと、撤去しますかという、そういう打診がありました。私はそのまま置いてくれと言いました。それはいつ何時何があるかわからない。もっと言えば、朽ち果てていけばそれが

自然と袋が破れて散らばるわけですから、もう自然に高さ、少しでも5センチでも6センチでも確保できるのかな。ちょっと見てくれは悪いですね。はい。

ただ、ことしの氷の関係でいきますと、先ほど来から繰り返しますけれども、旭町のところについては実はブルーシート、上から巻いてくれているのですね。巻いてくれているのですよ。こっちはそうなりませんけれども、こっちやったらまたとてつもない距離ありますから。

で、先ほど言いました、29年に新豊栄橋、ごめんなさい。旧豊栄橋ですね。ごめんなさい。新豊栄橋の付近もやってみましたね。河道を拡幅既にやって、河畔林伐採していただいた、これだけで実はここの所長からは、28年の雨十分飲めますという答えは聞いているのですよ。ですから、今の土のう、心配だからよけてまた新しい土のう、これは断言はできませんけれども、28年程度であれば十分対応できるということですから。あとはやっぱりもう大分破れてきてますし、雑草も生えてきてますから、美観上よくないというのであれば、ちょっと方法考えなければいけないかもしれませんけれども。私としてはそのままもうこの際ですから、天端舗装行くまでそのまましてもらったほうがいいかなという、そんな安易な考えであります。もしあれば、御意見があれば頂戴したいなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 私、素人考えなものですから、果たしてあそこ置くことはいいことかどうなのかなと思いますけれども。いずれにしても堤防との関係があったものですかね。その関係で、ではそういう、していくのかなというふうに思ったのですけれども、わかりました。

続きまして、これ災害にも若干関係すると思うのですけれども、町内の道路の脇の側溝といいますか、ありますよね。水の流れると

ころ。そこら辺が、そこについて若干詰まってしまって、その水が流れない、とまったりして中間から吹き出すとか、いろいろあったような気もするのですけれども。この点検というのはどういう形で点検すると同時に、処理というのはどういう形で処理していくのか、ちょっとわからないものですから、お聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 道路の側溝の詰まりとかという話だと思いますが、道路の側溝につきましては、通常維持管理の中でそういう埋まったところや何かは適宜排出しているところですが、災害等で一気に埋まるところも多々ありまして、そういうところについては、その都度除去していくというような形で、なるべく障害物ないように側溝の水が流れるような態勢はとっていきたく。ただ全町的に距離が非常に長い町道の路線ですので、全部は回りきれないということもありまして、地域住民の方々から危ないですよとか、詰まっていますよという意見をいただきながら、それについて対応していつているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） その点検というのは、そうしたら町民からいろいろ話あった段階でやっている。だけれども、計画的に溝を整備していくということではなく進んでいくと、こういうことですか。（「市街地のことですか。全町的なことですか」と呼ぶ者あり。）

○議長（吉田敏男君） 市街地。建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 先ほどの答弁は市街地をちょっと想定したことの回答だったのですが、市街地というか山のほう。市街地につきましては、定期的に年に一度、汚水ます、排水のますの清掃、それから管渠の清掃の委託業務を出しております、一遍に全部はできないのですが、順次清掃していつてい

るという形で進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） はい、わかりました。

町民の皆さんから草が生えてきて、そして水が流れ悪いのではないかとというような意見もあるものですから、計画的に進んでますよということでもよろしいですね。はい、わかりました。

それで次は2番と3番の関係で一緒に質問していきたいと思っておりますけれども。詳しく御回答をいただいておりますのでわかりましたけれども、ただこの土砂意外に、私もちょっと勉強させてもらったら、0.25ミリから2ミリという細かい砂ですよということなものですから、当然土地改良だとか、それから土壌改良にも使えるのではないかなと、私素人なのですけれども思うのですけれども。それらに使ったらいいのではないかなというふうに思っているのですよね。ですから、そういう意味で、考えられないのかどうかちょっとお願い、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 今、議員の質問というのは、今仙美里調整池内の土砂のことをおっしゃっているということだと思っておりますけれども。先ほど2点目の町長の質問の中で30年、31年と9万、6万というような量が出てくるわけなのですけれども、その一部を一部土質試験だとか、そういうことをして、実際問題、農耕土、要は畑に利用できる土というのが先ほど言ったように一部あります。これを提供していくというふうに電発さんから聞いておりますし、それから砂利だとか大きい石だとか、そういったものについては電発さんの所有地である土捨て場、そっこのほうに持っていくというような話を聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1 番。

○1番（熊澤芳潔君） せっかく上から流れてきた土ですのでね、砂ですので、ぜひ土壤改良も使えると思います。

それから意外に、私も思ったのですけれども、小さい粒ですので、町内の、町内というか、行政の公園の整備だとか、それからグラウンドだとか、それからゲートボール場などもあるのですが、ああした小さい砂使っているのですけれども、そういったものにも使えるのではないかなというふうに私は思ったものですから、お聞きしたことでございますので、よろしく願いいたします。

それで、事業の関係になるのですけれども、先ほど既存の事業はないという考え方でしたよね、最初はね。それで、実はこれ国の事業、農林省の関係だったと思うのですけれども、農地の大区画化整備事業というのがあって、意外にそういった余り汎用化しないというようなことで、要するにそういった区画化するために事業があるので、余り、何とかな、特化しないということのようでございますので。例えば足寄町の農地、結構小さな沢が結構あって、今大型機械利用で大区画化が当然必要になるだろうと思いますので、そういったところにもそういった砂みたいなもの、全体の流れで使うと思うのですけれども、そういったことも含めながら事業に乗かって、町民の農家の皆さんの負担なくするような形で事業ができるのではないかなというふうに思っているのですけれども、その点についてどうでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

恐らく今熊澤議員おっしゃっているのは道営事業、国営事業的に区画整理、区画整理というのは大きいくりの中で言っている事業の中です。その中の農地整備という整備だとかですね。あと層厚調整だとか、客土だとか。そういったものがあると思うのですけれども、現状の中でこれから実は烟草事業の新規事業もありますけれども、その中での

要望、要は受益者からの要望もまずは現状の中の暗渠、暗渠の整備をしてほしい。それになおかつ不陸整正、整地を、ちょっとした起伏のあるところの整地という形の中で聞いておりますので、大々的に客土をしてほしい、その地域集落に対して、この地区を仮に、何とかな、底上げというか、基盤自体を上げてくれとか、そういったものが要望もないということで事業の活用をしてないということでありまして、今言っているように、電発さんの貯留施設の堆積土砂、農耕土として使える部分、これについても32年まであるのですけれども、それ以降も出てくるだろうという推測をしております。その中で地域のほう、条件等もありますけれども、その中で耕種農家の方の基盤につながっていただければいいかなというふうに思っておりますし、なおかつ、河川改修工事、この中でも一部利用者もいるというふうに聞いておりますので、その事業を有効に活用させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

せっかくの、先ほども言ったのですけれども、上からの土、砂ですけれども、特上ですので、ぜひ幅広く、この砂って結構私も思ったのですけれども、幅広く、先ほども言ったように使えるのかなと思いますので、ぜひ研究といたらちょっと怒られるかもしれませんが、研究していただきながら有効に使っていただければありがたいなと気がいたします。

これで、以上で終わりますけれども、いずれにしても、仙美里ダムの中の土砂124万立方ということですので、私ちょっと計算あれなのですけれども、大体東京ドームの4杯分ぐらい出てくるのかなという気がしますので、有効にせっかくの土壌でございますので、使うようによろしく願いまして、質問を終わります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、1番熊澤芳潔君の一般質問を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月13日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時19分 散会